

大洲市地域福祉計画

令和5年度～令和9年度

つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲

令和5(2023)年3月

大 洲 市

はじめに



近年、人口減少や少子高齢化・核家族化が進む中、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々の生活での課題は、様々な分野の課題が絡み合い「複雑化」しています。また孤立しがちな高齢者や障がいのある人、子育てに不安を抱える人への対応をはじめ、いじめや虐待、孤独死など、これまでの福祉制度では十分な対応ができない課題が増加しています。

こうした課題の解決方策を考えるにあたっては、「自助、互助、共助、公助」という視点が重要であり、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者という縦割りの分野を超えて、様々な相談を包括的に受け止め、関係部局や関係機関が一体となって必要な支援を行うことが出来るよう、重層的支援体制の整備が必要です。また公的サービスだけではなく、行政と社会福祉協議会のさらなる連携、そして地域住民同士がお互いに力を合わせて、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが求められます。

このため本市では、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする福祉分野の上位計画として位置づける「大洲市地域福祉計画」を策定し、「つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲」を基本理念として、「ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「重層的支援の体制づくり」「福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり」の4つの基本目標を柱に各種取組を推進してまいります。

今後は、本計画に基づき、市関係部局、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会や福祉サービス提供事業者等との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員、地域団体、地域住民と協働し、地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、大洲市地域福祉推進委員会委員の皆様、関係機関の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5(2023)年3月

大洲市長 二宮隆久

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	2
	（1）地域福祉の推進	2
	（2）地域共生社会の実現	3
	（3）地域福祉計画の法的根拠	4
3	国・県の動向	5
	（1）国の動き	5
	（2）県の動き	6
	（3）社会福祉法等の一部を改正する法律の概要	6
4	地域福祉計画の位置づけ	8
	（1）計画の位置づけ	8
	（2）関連計画との関係	8
5	計画の期間	10
6	地域福祉計画とSDGsの関係性	11
第2章	地域福祉を取り巻く現状	13
1	大洲市の現状	13
	（1）大洲市の現状	13
	（2）福祉の現状	19
2	アンケート調査の結果	25
第3章	計画の基本構想	31
1	計画の基本的な考え方	31
	（1）重層的な支援体制	31
	（2）自助・互助・共助・公助	32
	（3）圏域の設定	33
	（4）新たな社会的課題への対応（ウイズコロナ、人口減少社会など）	34
	（5）地域で取り組む災害対応力の向上	34
2	基本理念	35
3	基本目標	36
第4章	施策の展開	39
	基本目標1 ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり	39
	基本目標2 安全・安心な暮らしづくり	41

基本目標 3	重層的支援の体制づくり	4 2
基本目標 4	福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり	4 5
第 5 章	成年後見制度利用促進について	4 7
1	成年後見制度について	4 7
2	成年後見制度利用促進にあたっての目標 及び具体的な取組等	4 8
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	4 8
	(2) 中核機関の機能と充実	4 9
第 6 章	大洲市再犯防止推進計画	5 0
1	計画の背景と趣旨	5 0
2	計画の位置づけ	5 0
3	計画の支援対象者	5 0
4	計画の期間	5 0
5	市の取組	5 1
	(1) 再犯防止に関する広報・啓発活動	5 1
	(2) 更生保護ボランティアの活動支援	5 1
	(3) 関係機関・団体との連携強化	5 1
6	計画の推進	5 2
	(1) 計画の推進	5 2
	(2) 計画の進捗管理	5 2
	(3) 再犯の防止等の推進に関する法律 概要 (法務省資料)	5 3
第 7 章	計画の推進と進捗管理	5 6
1	計画の推進	5 6
	(1) 各主体者の役割	5 6
	(2) 庁内体制の強化	5 7
	(3) 地域連携体制の強化	5 7
	(4) 計画の周知	5 7
2	計画の進捗管理	5 8
資料編		5 9
1	大洲市地域福祉推進委員会設置要綱	5 9
2	大洲市地域福祉推進委員会委員名簿	6 1
3	計画の策定経緯	6 2

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化・核家族化が進む中、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々の生活での課題は、様々な分野の課題が絡み合い「複雑化」しています。また、個人や世帯においては複数の分野にまたがる課題を抱え「複合化」しています。例えば、8050問題（高齢の親と働いていない子が親の年金等で生計を維持していることなど）、老老介護（65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護する状態）、ダブルケア（介護と子育てを同時に行う）や、ヤングケアラー（家族のケアをするために家事や家族の世話などを日常的にする子どもたち）の課題などが顕在化しています。これらは、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度などの単一の制度のみでは解決が難しく、複合的に支援していくことが必要となります。

しかしながら、少子高齢化等の進展に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響やその長期化により、外出や地域での活動が制限され、地域の中でのつながりが弱まり、一人暮らしの高齢者や複雑な課題を抱えた人などの孤立感が高まっており、地域コミュニティに大きな影響を与えています。

本市では、様々な福祉事業に長年取り組み、地域包括ケアシステムの連携にも取り組んできましたが、これからのウィズコロナ、人口減少社会を含めた社会情勢の変化に合わせ、さらに地域のコミュニティへの支援を強化するために「地域福祉計画」を策定し、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人がつながり、地域とともに創っていくことを目指します。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の推進

地域には、子どもから高齢者まで、また障がいのある人や生活に困っている人など、様々な人が様々な生活問題を抱えて暮らしています。その中で、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、行政や社会福祉協議会、事業者やボランティア団体などの協力のほか、地域住民同士が人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みにおいて、問題解決に向けて取り組むことを「地域福祉」と言います。

住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしていくという願いを実現するために、様々な福祉の担い手が地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちでできること」「みんなで協力してできること」に取り組んでいかなければなりません。



(2) 地域共生社会の実現

地域福祉では、「地域共生社会」の実現を目指します。

地域共生社会とは、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉等の制度や各分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながっていくことで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくということです。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題への包括的な対応と、地域全体が直面する問題への対応や持続可能な地域づくりを目指します。そのためには、地域の誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要があります。

■地域共生社会の実現 説明図



出典：厚生労働省

(3) 地域福祉計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて、「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」として市町村が策定するものであり、本市における地域福祉を総合的、計画的に推進するための基本的な取組です。

■改正社会福祉法の抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 国・県の動向

(1) 国の動き

平成12(2000)年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、その中で「地域福祉の推進」が明確に位置づけられました。それ以降、各種法制度が整備され、高齢者、子どもや障がいのある人等を対象とする福祉サービスの充実を進めています。

平成29(2017)年に公布された改正社会福祉法において、地域福祉推進の理念を「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」と規定しました。その理念を実現するために、市町村においては、地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、総合的な相談対応、包括的な支援体制づくりの実施に努めています。

■福祉に関する国の動き

平成27年4月 (2015年)	生活困窮者自立支援法の施行 ・生活困窮者対策と地域福祉施策の連携が求められる。
9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告)
平成28年5月 (2016年)	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務となる。
6月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる。
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ・地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながり、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。
10月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
12月	再犯の防止等の推進に関する法律の施行 ・地方再犯防止推進計画の策定が都道府県、市町村の努力義務となる。
平成29年7月 (2017年)	自殺総合対策大綱の見直し(閣議決定)
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 (2018年)	改正社会福祉法の施行 ・地域福祉推進のための「包括的な支援体制の整備」に努めることが、国及び地方公共団体の責務となる。 ・地域福祉計画が、高齢者、障がい者、子ども等、福祉分野の個別計画に対して「上位計画」として位置づけられる。
令和元年5月 (2019年)	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和3年4月 (2021年)	改正社会福祉法の施行 ・市町村における包括的な支援体制の整備に関する規定が追加される。

(2) 県の動き

愛媛県では、「えひめ・未来・子育てプラン」、「愛媛県障がい者計画」、「愛媛県高齢者保健福祉計画」など、福祉の各分野の個別計画に基づき、各種施策の推進に取り組んでいます。さらに、それぞれに共通する事項について、総合的かつ横断的に定めた「地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉の推進に関わる取組を広域的な視点から支援しています。

(3) 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和3年4月1日から施行されました。

①改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずるものです。

②改正社会福祉法の主な内容

ア. 地域福祉の推進に関する事柄

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされていましたが、改正では「地域住民が主体である」ことが明示されました。

また、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

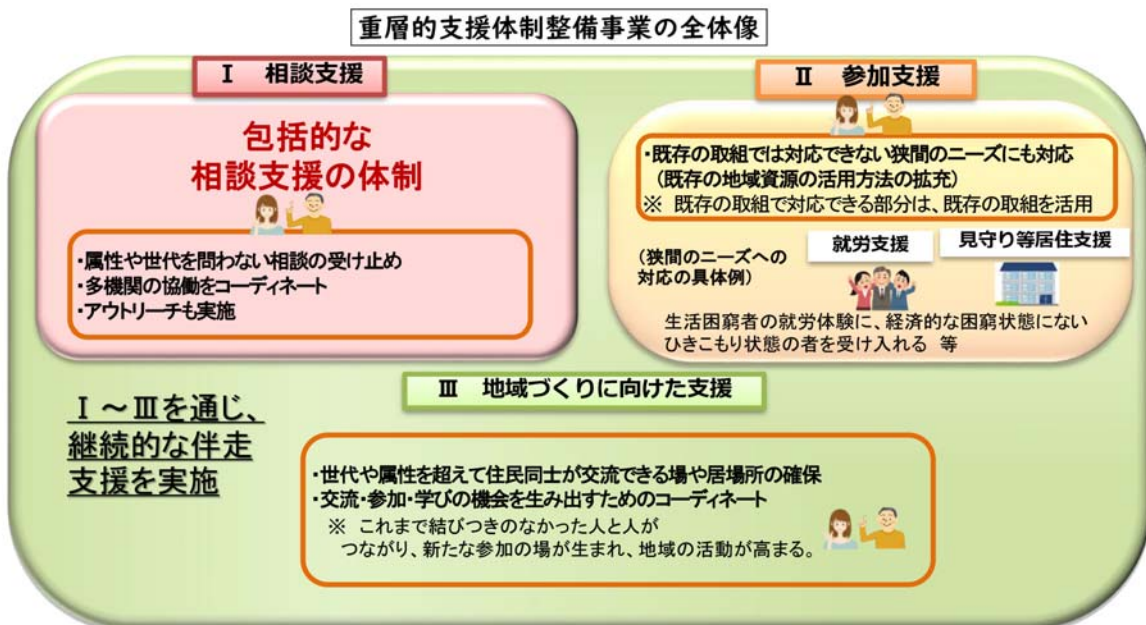
改正社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

イ. 重層的支援体制整備事業に関する事柄

本人・世帯が有する複合的な課題（8050問題やゴミ放置住居など）を包括的に受け止め、継続的な支援を行いつつ、市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、新たな事業として「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することができる旨が示されました。



出典：厚生労働省

4 地域福祉計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市政運営の最上位計画である「第2次大洲市総合計画」と整合性を図ります。

また、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、福祉分野の上位計画として位置づけられます。

(2) 関連計画との関係

本計画は、福祉分野に限らず、教育、防災・安全、就労などの生活全般に関する分野を横断して広く連携を取り、他の関連計画と整合性を図ります。

本計画は、再犯防止等の推進に関する法律に基づく「大洲市再犯防止推進計画」について包含します。

■再犯防止等の推進に関する法律の抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

なお、地域福祉に関わるものとして、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「大洲市成年後見制度利用促進基本計画」については、令和2年度に策定しています。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律の抜粋

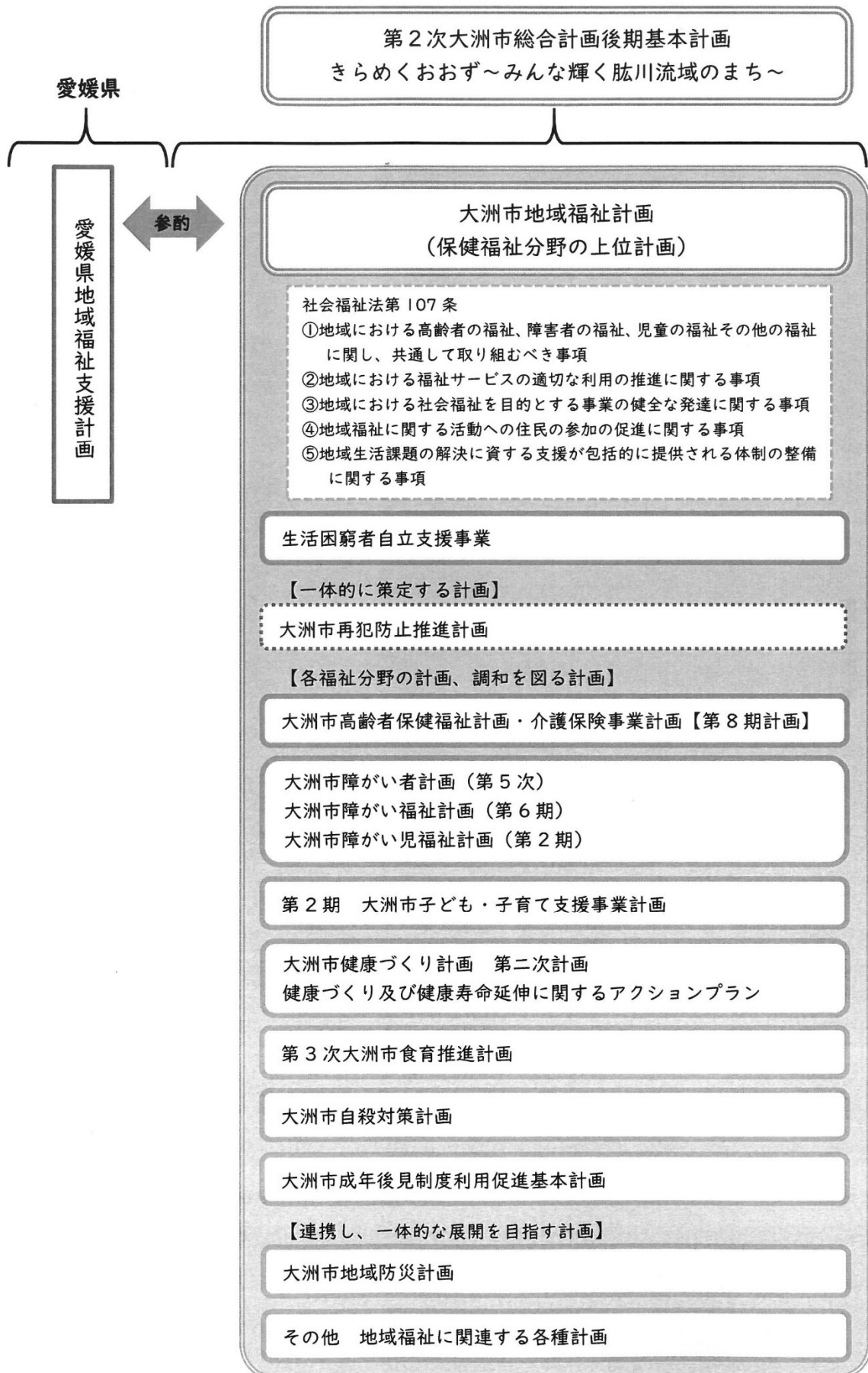
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■関連計画との関係

大洲市



5 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間で
す。ただし、社会的な情勢の変化や高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状との
隔たりに応じて、必要な見直しを随時行います。

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	
大洲市総合計画	第2次計画 前期基本計画	第2次計画 後期基本計画					第3次計画		
大洲市まち・ひと・ しごと創生総合戦略	第2期計画				第3期計画				
大洲市地域福祉計画 （大洲市再犯防止 推進計画含む）			本計画					次期計画	
大洲市高齢者保健福祉計画 大洲市介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画		第10期計画			
大洲市障がい者計画 大洲市障がい福祉計画 大洲市障がい児福祉計画	第5次障がい者計画			第6次障がい者計画					
	第6期障がい福祉 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉 第4期障がい児福祉計画			
大洲市子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画				第3期計画				
大洲市健康づくり計画	第2次計画			第3次計画					
	健康づくり及び健康寿命延伸に関するアクションプラン								
大洲市食育推進計画	第3次計画			第4次計画					
大洲市自殺対策計画	第1期計画				第2期計画				
大洲市成年後見制度 利用促進基本計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画			

6 地域福祉計画とSDGsの関係性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール、169のターゲットから構成されています。

第2次大洲市総合計画後期基本計画において、各種施策にSDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

地域福祉計画においても、SDGsの理念と地域共生社会の実現への考え方はともに目指すところは同じであるという考えから、第2次大洲市総合計画後期基本計画に連動し、SDGsの17ゴールと関連付けて、施策の展開を図ります。

目標	地域福祉における各目標との関連づけ
	目標1（貧困） ひとり親世帯、生活保護世帯を含め、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、一人一人の状況に応じた包括的な相談支援と支援計画を通じて、住居確保支援、就労支援、緊急支援などの自立に向けた包括的な支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防止するために生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりを進めます。
	目標2（飢餓） 生活困窮者への包括的な自立相談支援を通して、緊急的な一時生活支援として、食料を含めた日常生活に必要な支援を提供します。
	目標3（健康と福祉） 健康づくりの推進、福祉サービスの適切な提供・利用の推進など、すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。また、相談から支援を円滑に行い、複合化・複雑化する課題に的確に対応するため、重層的な相談支援体制を構築していきます。
	目標4（教育） 地域福祉活動を担う人材育成を進めます。また、地域における共生の文化を創造する総合的な活動として福祉教育をとらえ、地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。
	目標5（ジェンダー平等） 互いに助け合い、互いに尊重し認め合うジェンダー平等の意識が欠かせません。地域福祉活動を進める上で、福祉人材の育成、包括的相談支援、防災・防犯の地域づくり、子育て支援等においてLGBTQ等のジェンダー平等と互助意識を高めていけるよう取り組みます。

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>目標 8（成長・雇用）</p> <p>高齢者の就労支援、障がい者の雇用・就業推進、生活困窮者の自立支援、地域活動への支援を通して、誰もが働きがいのある雇用・活動や、安心な暮らしを持続的にできるよう取り組みます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>目標 10（不平等）</p> <p>年齢、性別、障がい、国籍などに関わりなく、平等にすべての人が健康で支障なく日常生活が送れるよう、福祉教育、重層的相談支援、子どもの貧困対策、健康づくり、権利擁護システムの推進、福祉サービスの充実等に取り組みます。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>目標 11（持続可能な町）</p> <p>自分が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、福祉サービスの充実・適正な提供と支援体制の充実を図り、支え合いの仕組みづくりを行います。また、防災に関して、避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進に取り組みます。さらに、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、重層的な支援体制を構築し、安全で快適な環境づくりを推進します。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標 16（平和）</p> <p>高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止、権利擁護の推進、再犯防止などに取り組み、平和で公正な社会をつくるために、地域住民の多くの参画を促し、地域共生社会の実現に取り組みます。</p>
<p>17 パートナースhipで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17（協働）</p> <p>あらゆる目標を達成するためには、人々の協力は欠かせません。持続可能な地域を構築するため、行政、住民、事業者が互いを尊重し、協働で地域福祉の推進を図ることに取り組みます。</p>

第2章 地域福祉を取り巻く現状

I 大洲市の現状

(1) 大洲市の現状

①人口・世帯の推移

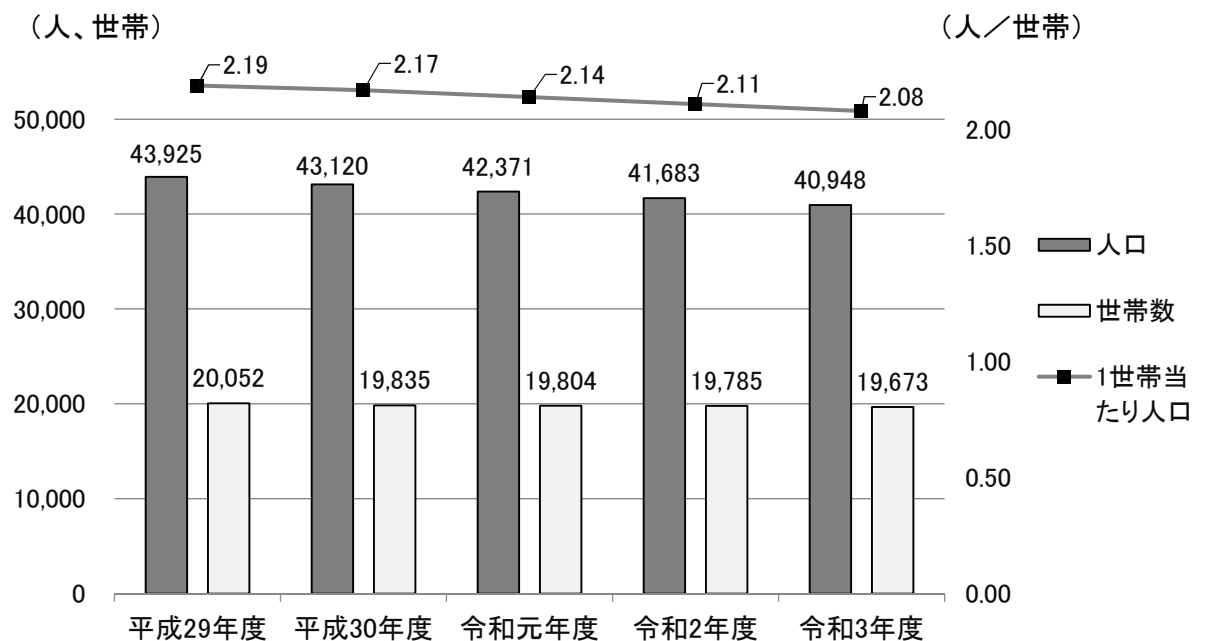
【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】

大洲市全体で人口、世帯数、1世帯当たり人口の推移をみると、平成29年度以降、全ての項目において減少が続いています。

人口は、令和3年度は40,948人と、平成29年度の43,925人から2,977人減少しています。

世帯数は、令和3年度は19,673世帯と、平成29年度の20,052世帯から379世帯減少しています。

1世帯当たり人口は、令和3年度は2.08人と、平成29年度の2.19人から0.11人減少しています。



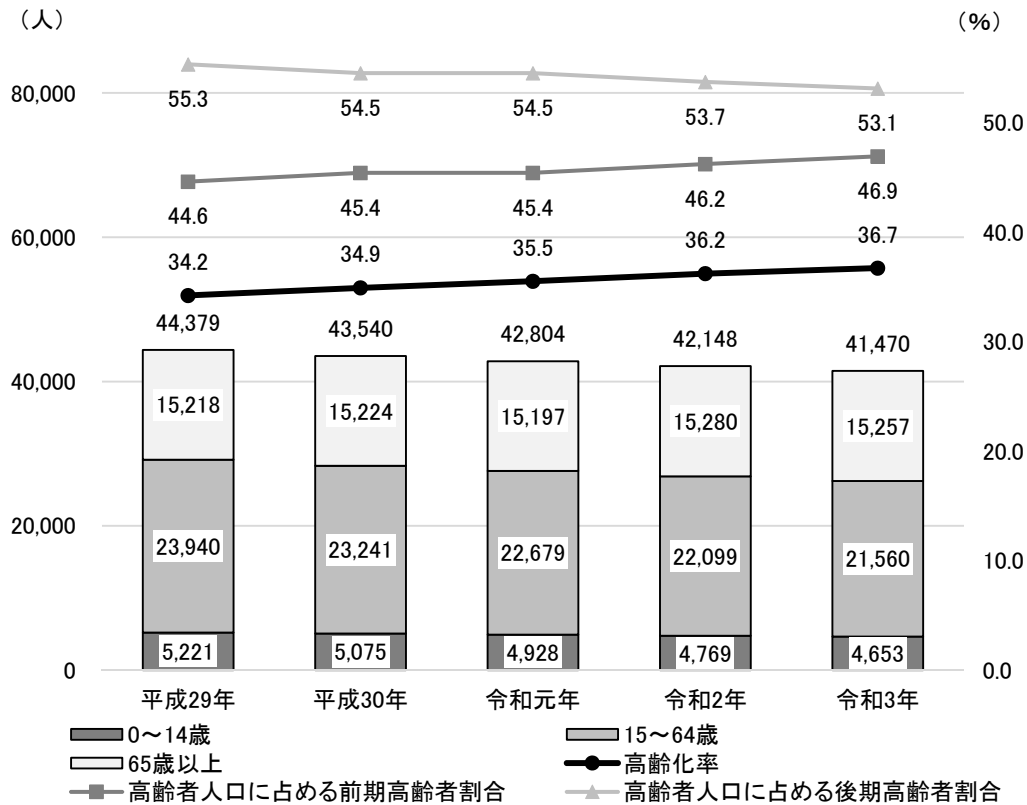
出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

【年齢別人口・高齢化率の推移】

大洲市全体で年齢別人口の推移をみると、平成29年以降において、0～14歳人口と15～64歳人口は減少が続いており、0～14歳人口では、令和3年は4,653人と、平成29年の5,221人から568人減少しています。15～64歳人口では、令和3年度は21,560人と、平成29年の23,940人から2,380人減少しています。65歳以上人口は横ばいで、令和3年は15,257人となっています。

高齢化率の推移をみると、平成29年以降において、上昇が続いています。令和3年は36.7%と、平成29年の34.2%から2.5ポイント上昇しています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合、後期高齢者の割合の推移をみると、前期高齢者の割合が上昇傾向、後期高齢者の割合が低下傾向となっています。令和3年は前期高齢者46.9%、後期高齢者53.1%となっています。



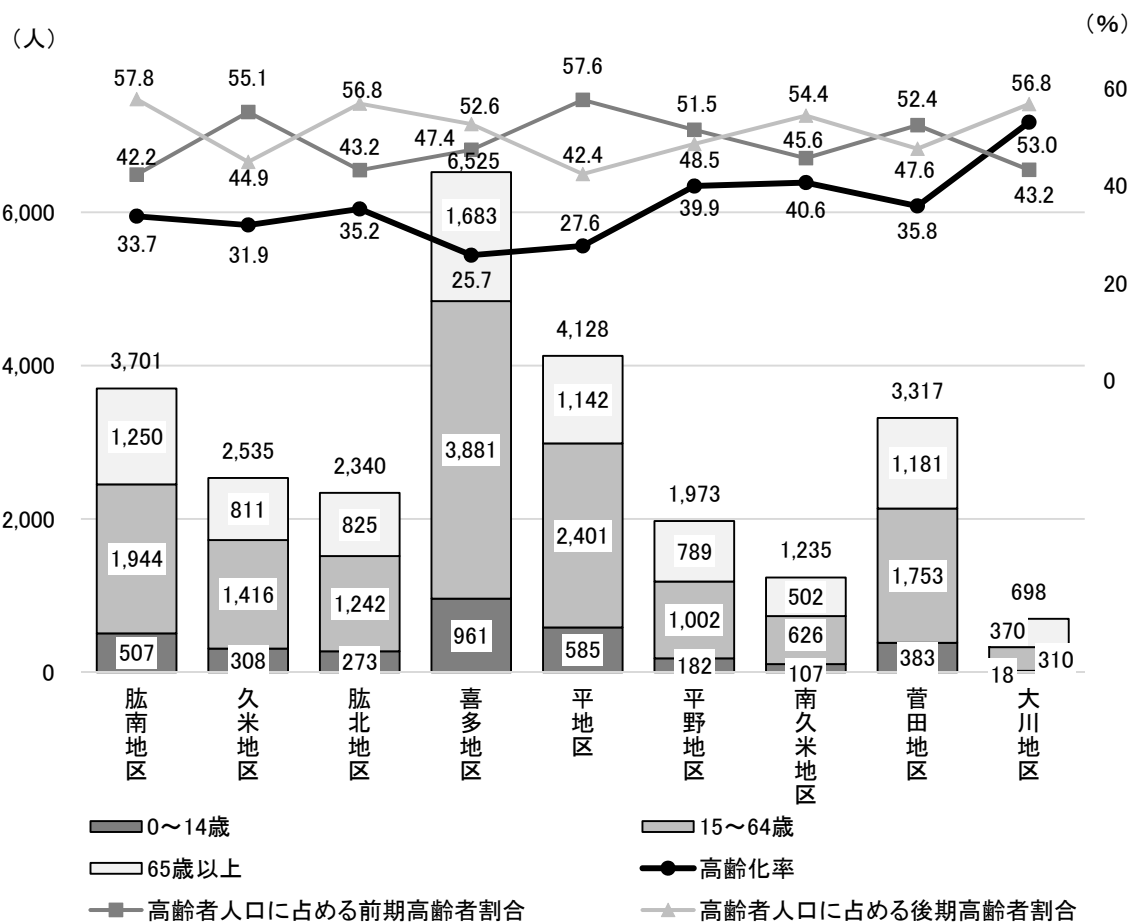
出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

【地区別年齢別人口・高齢化率】

地区別に年齢別人口、高齢化率をみると、旧大洲市内の地区では、人口が少ない地区で高齢化率が高くなる傾向が見られます。上須戒地区は人口 378 人に対して高齢化率 55.8%、柳沢地区は人口 423 人に対して高齢化率 59.3%、大川地区は人口 698 人に対して高齢化率 53.0%となっています。反対に人口の多い地区では、喜多地区は人口 6,525 人に対して高齢化率 25.7%、平地区は人口 4,128 人に対して高齢化率 27.6%となっています。

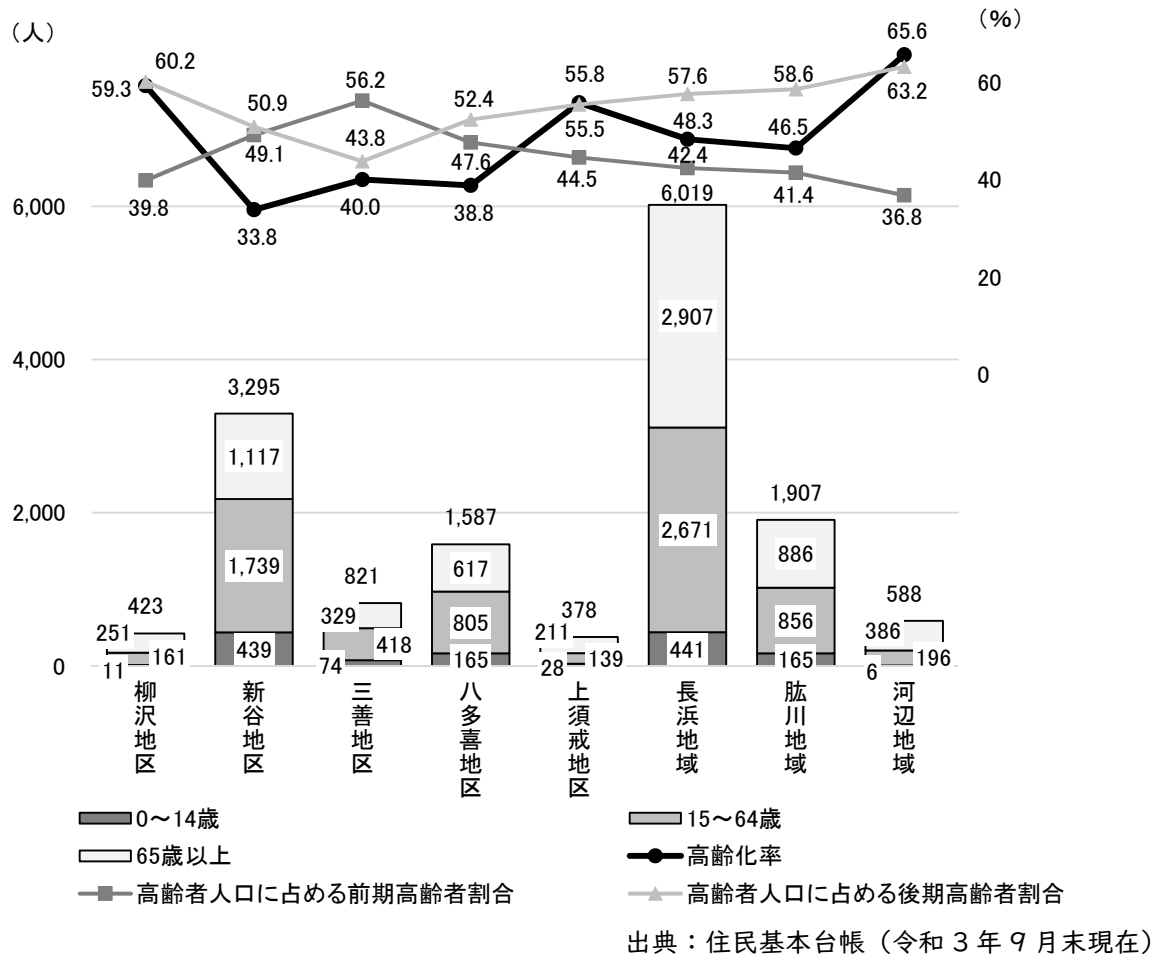
旧大洲市以外の地区では、長浜地域は人口 6,019 人に対して高齢化率 48.3%、肱川地域は人口 1,907 人に対して高齢化率 46.5%、河辺地域は人口 588 人に対して高齢化率 65.6%と、いずれも大洲市全体（36.7%）よりも高齢化率は高くなっています。

地区別に高齢者人口に占める後期高齢者の割合をみると、河辺地域で 63.2%、柳沢地区で 60.2%と高くなっており、平地区で 42.4%、三善地区で 43.8%と低くなっています。



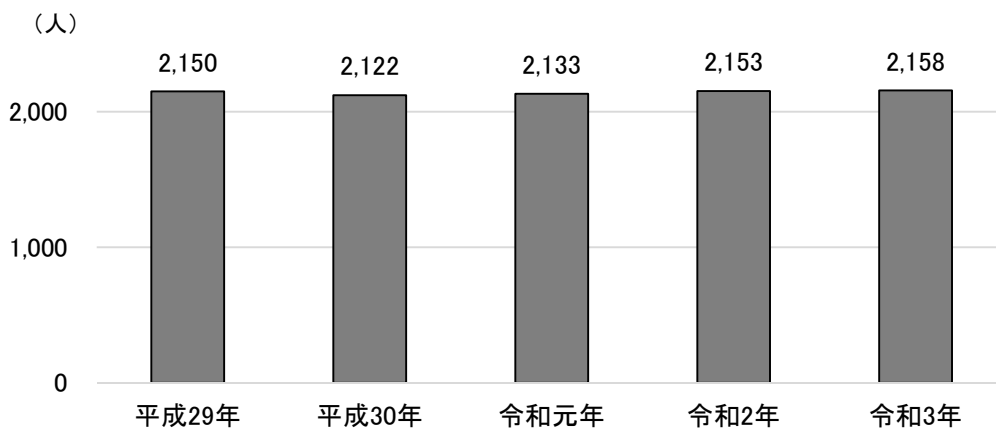
出典：住民基本台帳（令和3年9月末現在）

第2章 地域福祉を取り巻く現状



【独居高齢者数】

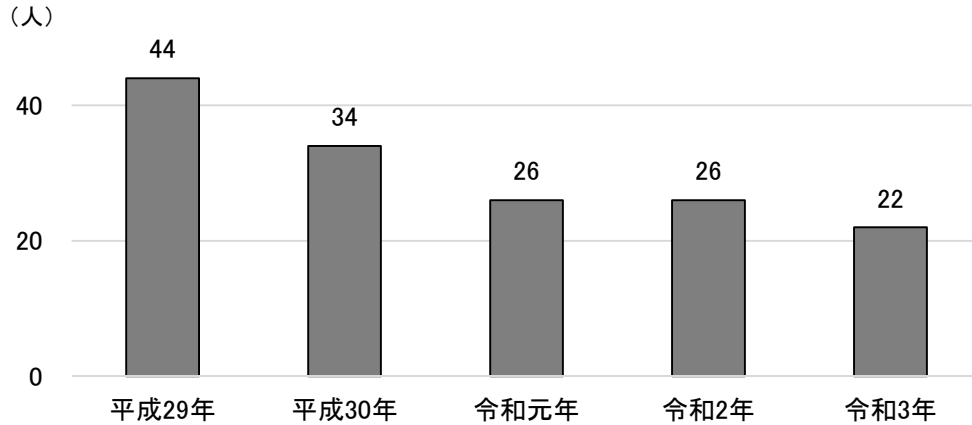
大洲市全体で独居高齢者数の推移をみると、平成29年以降において、横ばいとなっており、令和3年は2,158人となっています。



出典：高齢福祉課（各年6月1日現在）

【寝たきり高齢者数】

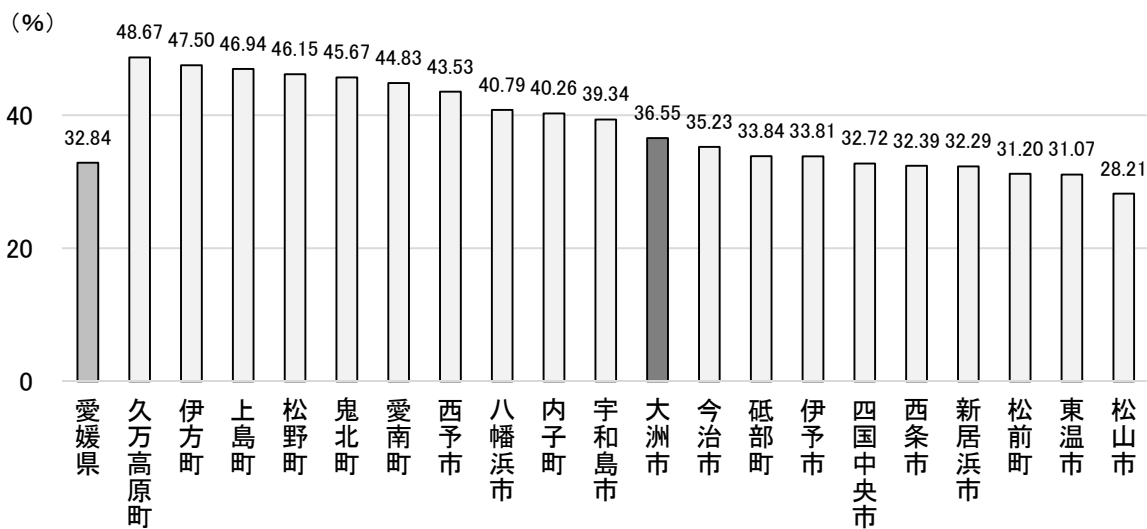
大洲市全体で寝たきり高齢者数の推移をみると、平成29年以降において、減少が続いています。令和3年度は22人と、平成29年度の44人から22人減少しています。



出典：高齢福祉課（各年6月1日現在）

【愛媛県及び県内各市町との高齢化率の比較】

愛媛県全体及び県内の各市町と高齢化率を比較すると、大洲市は36.55%となっており、愛媛県全体の32.84%より3.71ポイント高くなっています。南予地方においては、高齢化率の高い市町が多く、西予市43.53%、八幡浜市40.79%、宇和島市39.34%となっていますが、大洲市は36.55%と最も高齢化率が低くなっています。



出典：愛媛県 高齢者人口統計表（令和3年4月1日現在）

②出生・死亡／転入・転出の推移

【人口動態の推移】

大洲市全体の人口の自然動態をみると、平成29年以降において、出生数は減少が続き、死亡数は増減を繰り返しています。自然減の状態が続いており、令和3年の自然減は450人となっています。

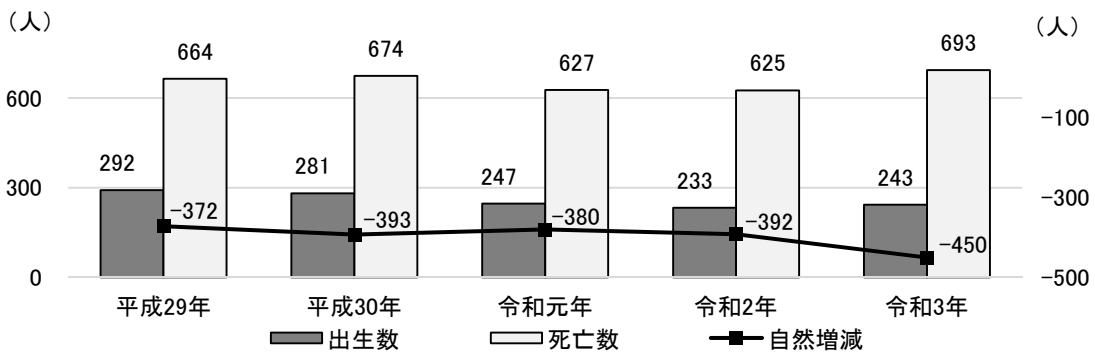
社会動態においては、平成29年以降においても、転出数、転入数ともに増減を繰り返していますが、社会減の状態が続いており、平成30年の社会減は473人と大きく、その後減少は緩やかになっており、令和3年の社会減は254人となっています。

(人)

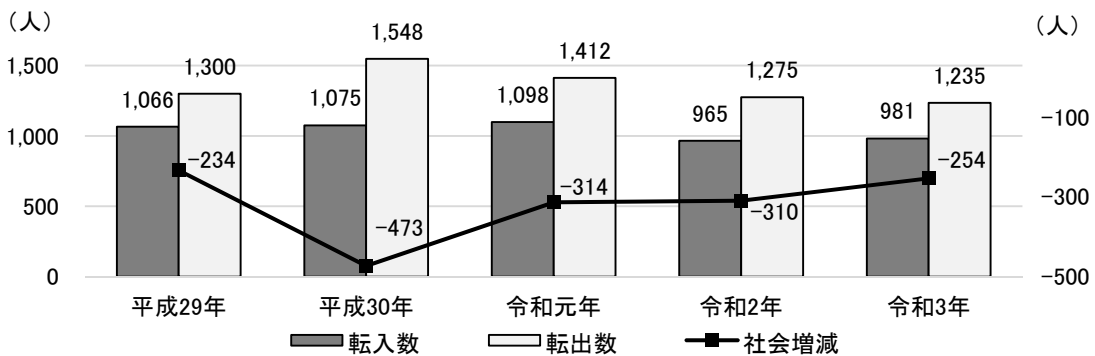
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自然動態	出生数	292	281	247	233	243
	死亡数	664	674	627	625	693
	自然増減数	▲372	▲393	▲380	▲392	▲450
社会動態	転入数	1,066	1,075	1,098	965	981
	転出数	1,300	1,548	1,412	1,275	1,235
	社会増減数	▲234	▲473	▲314	▲310	▲254
人口増減数		▲606	▲866	▲694	▲702	▲704

出典：大洲市統計書（各年1月～12月）

【自然動態】

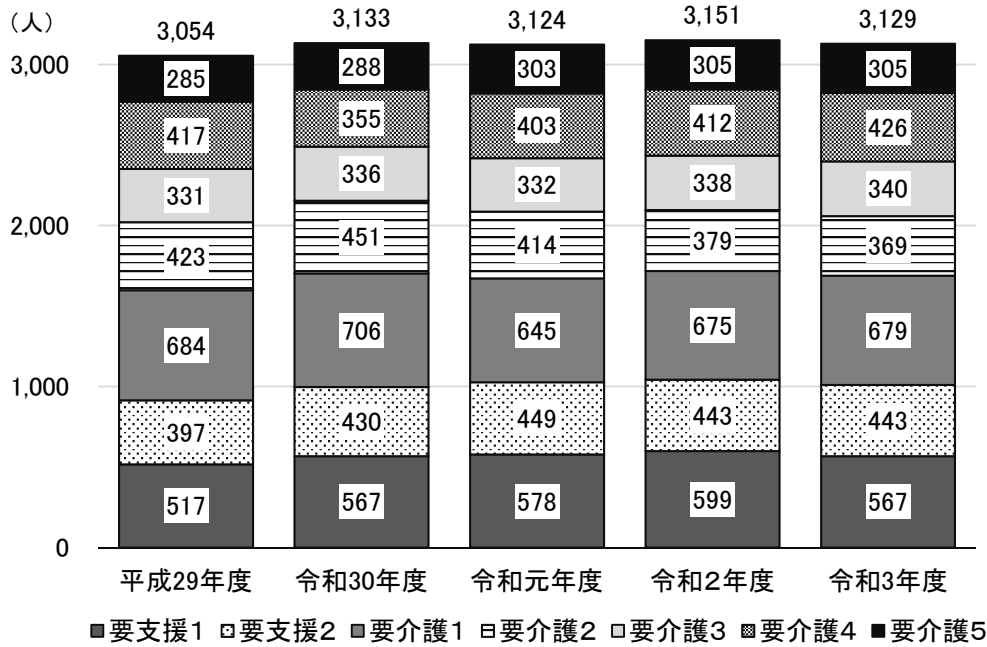


【社会動態】



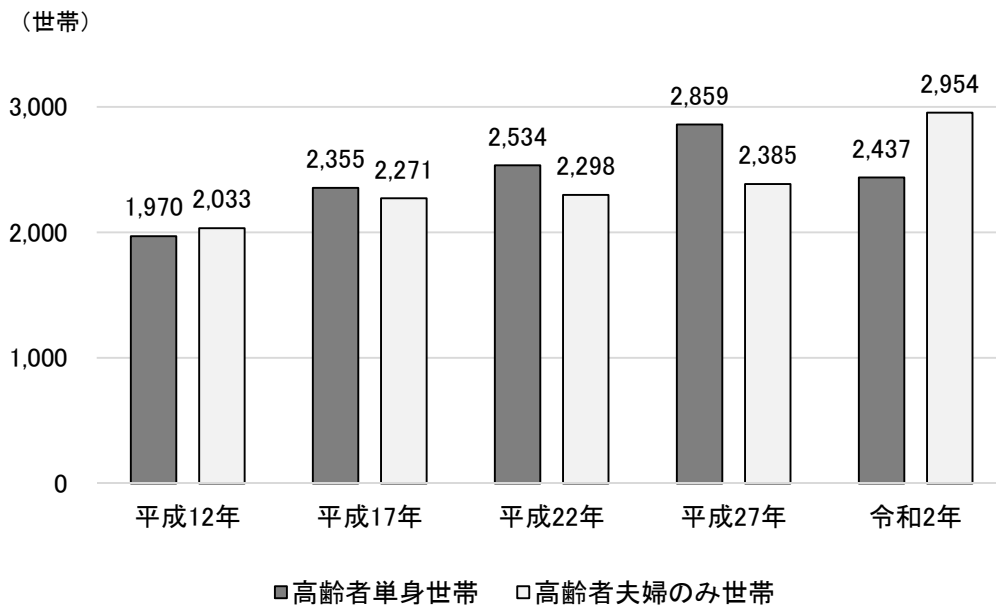
(2) 福祉の現状

①高齢者：要支援・要介護度別認定者数の推移



出典：介護システム（各年3月末現在）

②独居高齢者数の推移



出典：国勢調査

第2章 地域福祉を取り巻く現状

③障がい者：3手帳別手帳所持者数の推移

(人)

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
身体障がい者	18歳未満	27	25	26	30	26
	18～64歳	450	426	396	394	383
	65歳以上	1,607	1,553	1,479	1,493	1,450
	合計	2,084	2,004	1,901	1,917	1,859
知的障がい者	18歳未満	64	65	71	74	72
	18～64歳	335	318	333	339	347
	65歳以上	69	69	69	72	73
	合計	468	452	473	485	492
精神障がい者	18歳未満	1	1	2	2	3
	18～64歳	139	166	177	197	205
	65歳以上	24	37	44	52	48
	合計	164	204	223	251	256

出典：社会福祉課（各年3月末現在）

④保育園児童数（幼稚園・認定こども園含む）・小中学校児童生徒数の推移

■保育園児童数の推移

(人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定員数		1,997	1,987	1,977	1,901	1,761
入所児童数	0歳児	37	36	30	35	33
	1歳児	164	160	156	182	155
	2歳児	230	204	198	195	210
	3歳児	270	306	273	277	246
	4歳児	344	304	326	288	293
	5歳児	379	355	306	329	290
	合計	1,424	1,365	1,289	1,306	1,227

出典：子育て支援課（各年度5月1日現在）

■小中学校児童生徒数の推移

(人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	1年生	343	383	351	307	330
	2年生	378	344	382	351	302
	3年生	345	380	343	378	351
	4年生	352	345	376	337	376
	5年生	365	352	342	372	334
	6年生	350	364	346	343	371
	合計	2,133	2,168	2,140	2,088	2,064
中学校	1年生	358	344	353	340	333
	2年生	395	359	339	352	338
	3年生	378	395	361	335	350
	合計	1,131	1,098	1,053	1,027	1,021

出典：教育総務課（各年度5月1日現在）

第2章 地域福祉を取り巻く現状

⑤老人クラブ数・会員数の推移

	平成29年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人クラブ数（団体）	70	71	67	67	65
会員数（人）	3,799	3,723	3,517	3,404	3,207

出典：大洲市統計書（各年4月1日現在）

⑥成年後見制度の推移

（件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	18	8	14	27	30
市長申立件数	4	5	5	3	8
助成件数	4	3	2	6	4

出典：社会福祉課（各年度4月～3月）

⑦生活保護世帯数・人数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活保護世帯数（世帯）	325	313	333	331	344
実人数（人）	396	373	400	390	399
生活保護率（‰）	9.13	8.72	9.54	9.47	9.84

出典：大洲市統計書（各年3月）

⑧民生委員・児童委員数の推移

（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民生委員・児童委員数	137	137	137	137	137
主任児童委員数	26	26	26	26	26

出典：社会福祉課（各年度3月末現在）

⑨虐待相談件数の推移（高齢者、障がい者、子ども、女性）

（件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
虐待相談件数	11	11	11	10	13

出典：福祉事務所（各年度4月～3月）

⑩自治会加入世帯数の推移

(世帯)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会加入世帯	13,412	13,266	12,982	12,828	12,488

出典：復興支援課（各年度3月末現在）

⑪地区婦人会数・加入率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地区婦人会数（団体）	16	16	16	15	14
会員数（人）	917	863	797	890	681

出典：大洲市統計書（各年度5月1日現在）

⑫自主防災組織数・組織率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自主防災組織数（団体）	33	33	33	33	33
組織率（%）	100	100	100	100	100

出典：危機管理課（各年度3月末現在）

⑬指定福祉避難所

No.	名称	所在地	受け入れ対象者	電話番号	想定収容人数
1	特別養護老人ホーム とみす寮	大洲市大洲 810 番地 1	要配慮者	0893- 23-0210	16
2	特別養護老人ホーム 札掛の里	大洲市野佐来 479 番地	要配慮者	0893- 23-4351	25
3	救護施設大洲幸楽園	大洲市西大洲甲 911 番地 1	要配慮者	0893- 24-3075	13
4	障害者支援施設大洲 ホーム	大洲市春賀甲 1688 番地	要配慮者	0893- 26-1216	27
5	介護老人保健施設 ひまわり	大洲市徳森 1508 番地 1	要配慮者	0893- 25-2713	15
6	大洲学園	大洲市市木 1005 番地 1	要配慮者	0893- 25-2025	34
7	障害者支援施設 大洲育成園	大洲市市木 1215 番地	要配慮者	0893- 25-5251	47
8	養護老人ホーム清和園	大洲市市木 1218 番地	要配慮者	0893- 25-5336	22
9	老人保健施設フレンド	大洲市東大洲 39 番地	要配慮者	0893- 23-5100	100
10	総合福祉センター	大洲市東大洲 270 番地 1	要配慮者	0893- 23-0294	63
11	大洲愛育ホーム	大洲市東大洲 270 番地 1	要配慮者	0893- 23-2347	46
12	放課後デイサービス あゆむ	大洲市東大洲 306 番地	要配慮者	0893- 50-8033	45
13	特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘	大洲市菅田町菅田丙 495 番地 34	要配慮者	0893- 25-3101	13
14	特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘アネックス	大洲市菅田町菅田丙 495 番地 34	要配慮者	0893- 25-3101	63
15	長浜保健センター	大洲市長浜甲 576 番地	要配慮者	0893 52-3055	99
16	小規模特別養護 老人ホーム清祥会ひまわり	大洲市柴甲 595 番地 1	要配慮者	0893- 54-0500	17
17	養護老人ホームさくら苑	大洲市柴甲 1402 番地 3	要配慮者	0893- 59-7010	43
18	介護老人保健施設長浜 ひまわり	大洲市柴甲 1422 番地 3	要配慮者	0893- 59-7220	15
19	肱川保健センター	大洲市肱川町山鳥坂 72 番地 1	要配慮者	0893- 34-2340	32
20	河辺老人福祉センター	大洲市河辺町植松 428 番地	要配慮者	0893- 39-2222	46

出典：危機管理課（令和4年4月1日現在）

2 アンケート調査の結果

■アンケート調査の概要

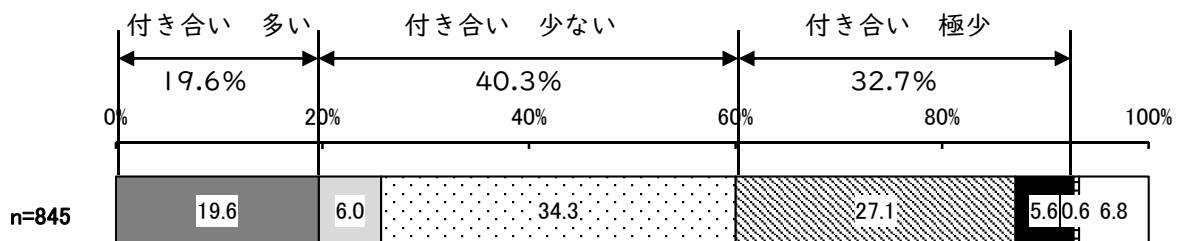
調査先	市民	民生委員・児童委員
調査実施期間	令和4年6月9日 ～6月27日	令和4年6月9日 ～6月27日
配布数	2,000	163
配布方法	郵送	手渡し
回収数	845	125
回収率	42.3%	76.7%

■地域のコミュニティ

近隣での付き合いの程度は、全体の73%で付き合いが少ない状況です。

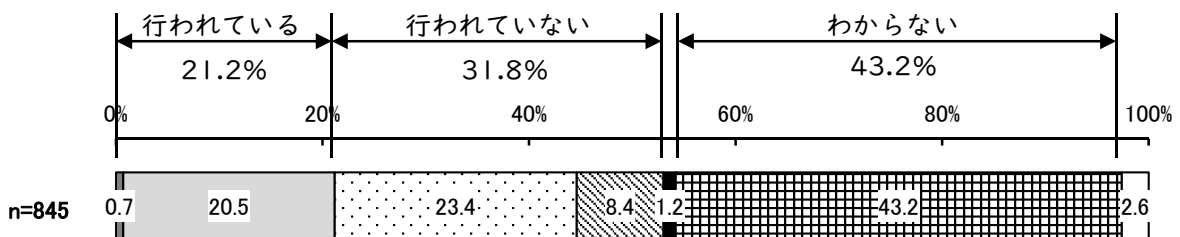
その理由として、関わる機会や時間がないことが挙げられており、生活の多様化がうかがえます。また、世代間交流でも全体の75%で行われていない（わからない含め）状況です。

【近所の人との付き合いについて（市民）】



- 親しく付き合っている近隣者がいる
- たまにお互いの家を行き来する程度
- たまに立ち話する程度
- ▣ 会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない
- 付き合いがない
- ▣ その他
- 無回答

【地区での世代間交流について（市民）】

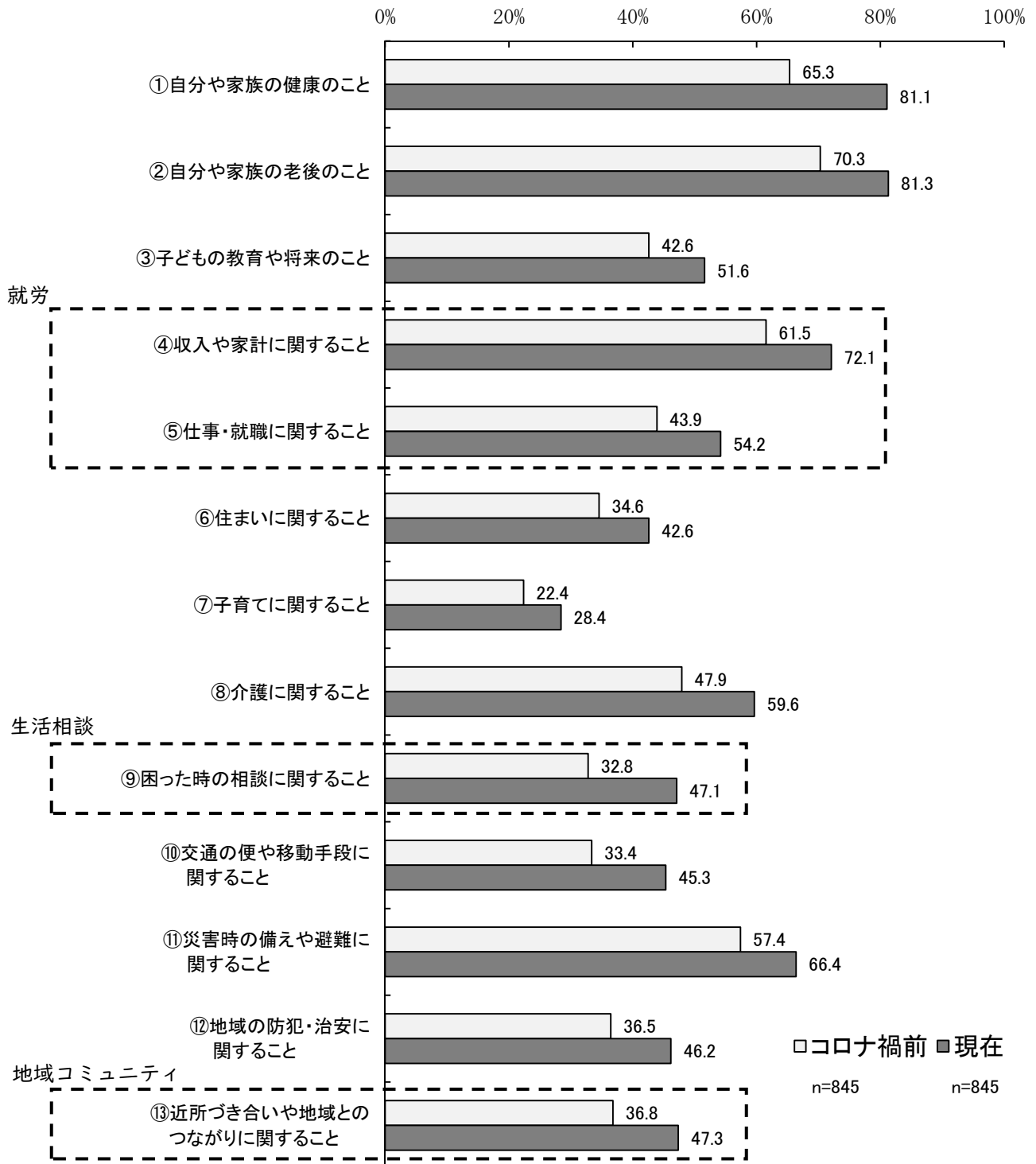


- 活発に行われている
- ある程度行われている
- あまり行われていない
- ▣ まったく行われていない
- その他
- ▣ わからない
- 無回答

■新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染拡大は、就労・生活相談・地域コミュニティに影響を与えています。コロナ禍前より、「困った時の相談に関すること」14.3%増、「近所づき合いや地域とのつながりに関すること」10.5%増、「収入や家計に関すること」10.6%増、「仕事・就職に関すること」10.3%増となっています。

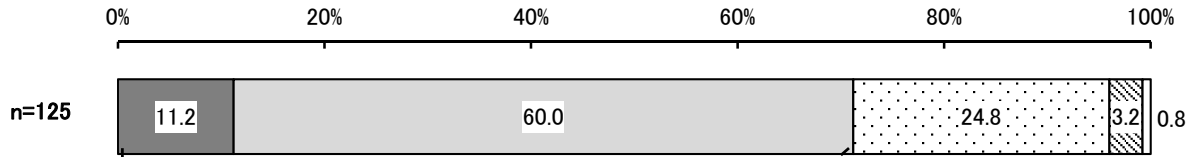
【不安や悩みについて（市民）】



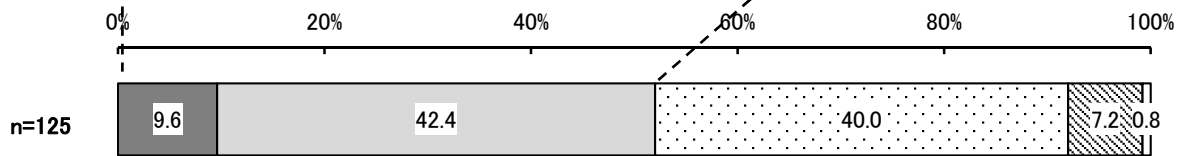
新型コロナウイルス感染拡大により、住民同士のつながりや助け合い・支え合いの強さが19.2%少なくなっており、地域のコミュニティへの影響がうかがえます。

【住民同士のつながりについて（民生委員・児童委員）】

（新型コロナウイルス感染拡大以前）



（新型コロナウイルス感染拡大後）

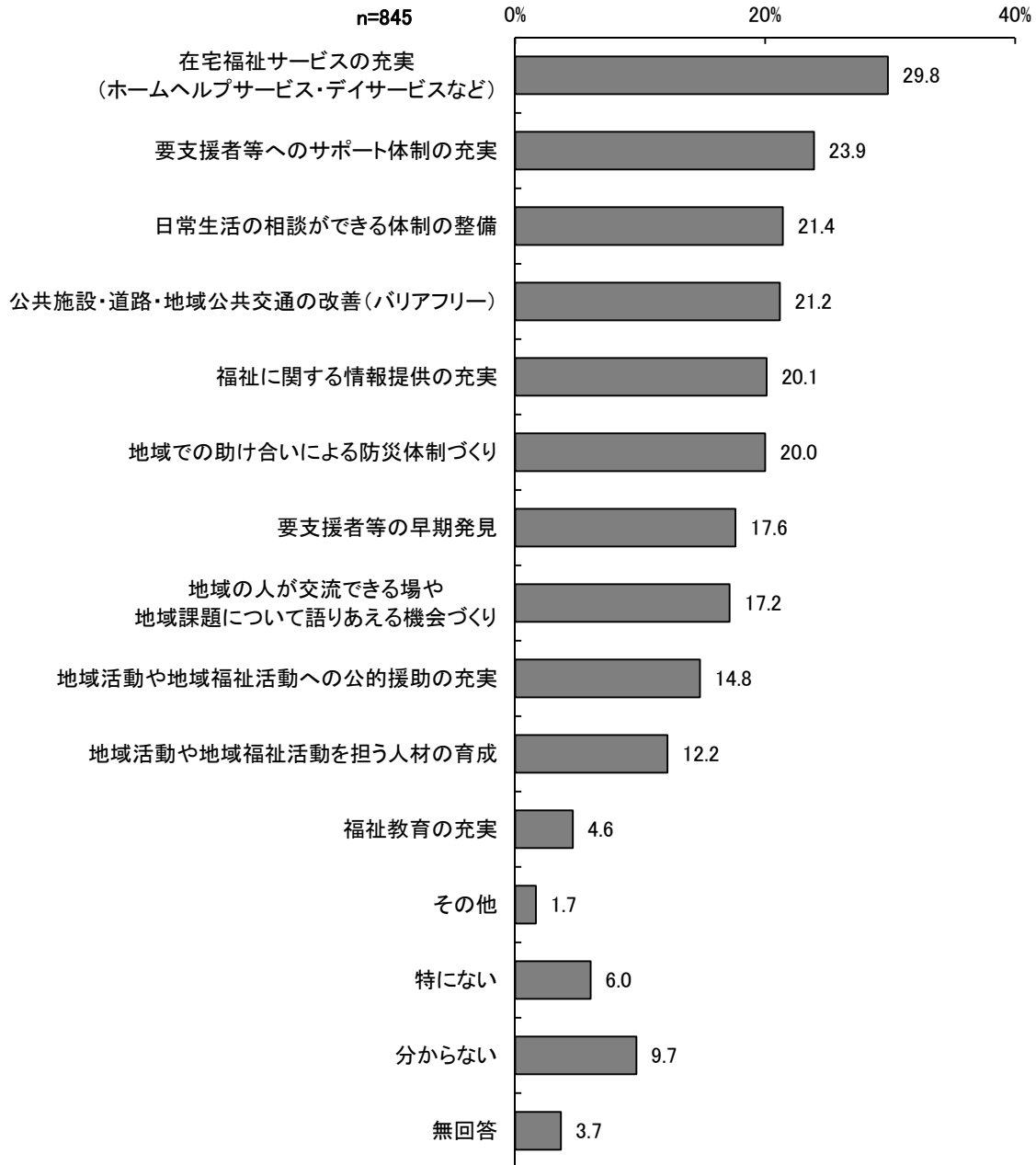


- 強いと思う
- どちらかといえば強いと思う
- どちらかといえば弱いと思う
- 弱いと思う
- 無回答

■安心して暮らすために必要なこと

住み慣れた地域で安心して暮らすのに必要なことは、「在宅福祉サービスの充実」「要支援者等へのサポート体制の充実」「日常生活の相談ができる体制の整備」などが挙げられています。

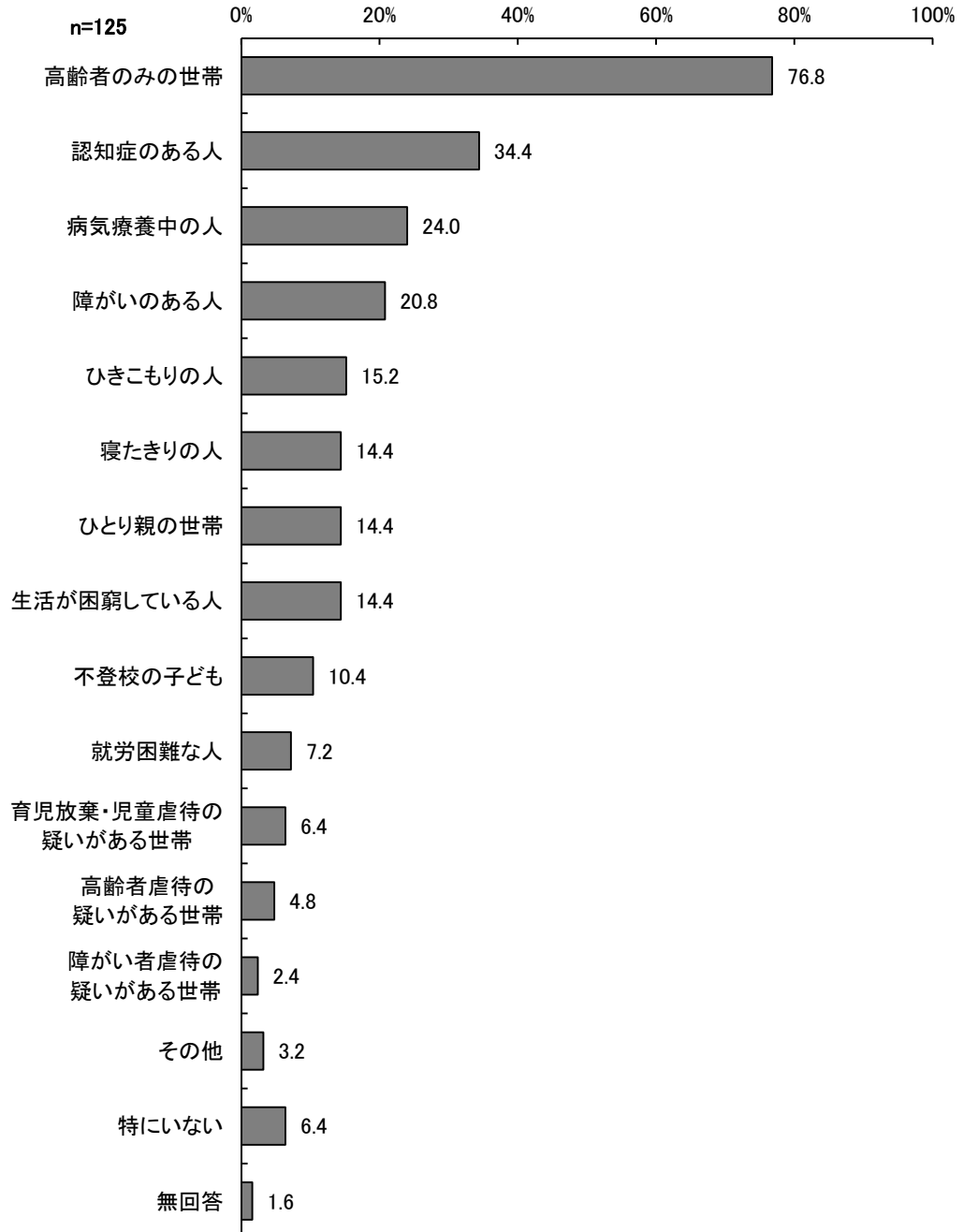
【安心して暮らすために必要なこと（市民）】



■地域で見守り等支援が必要な人

地域で見守り等の支援が必要な人は、「高齢者のみの世帯」で76.8%と最も高く、「認知症のある人」では34.4%となっており、地域の高齢化の現状がうかがえます。

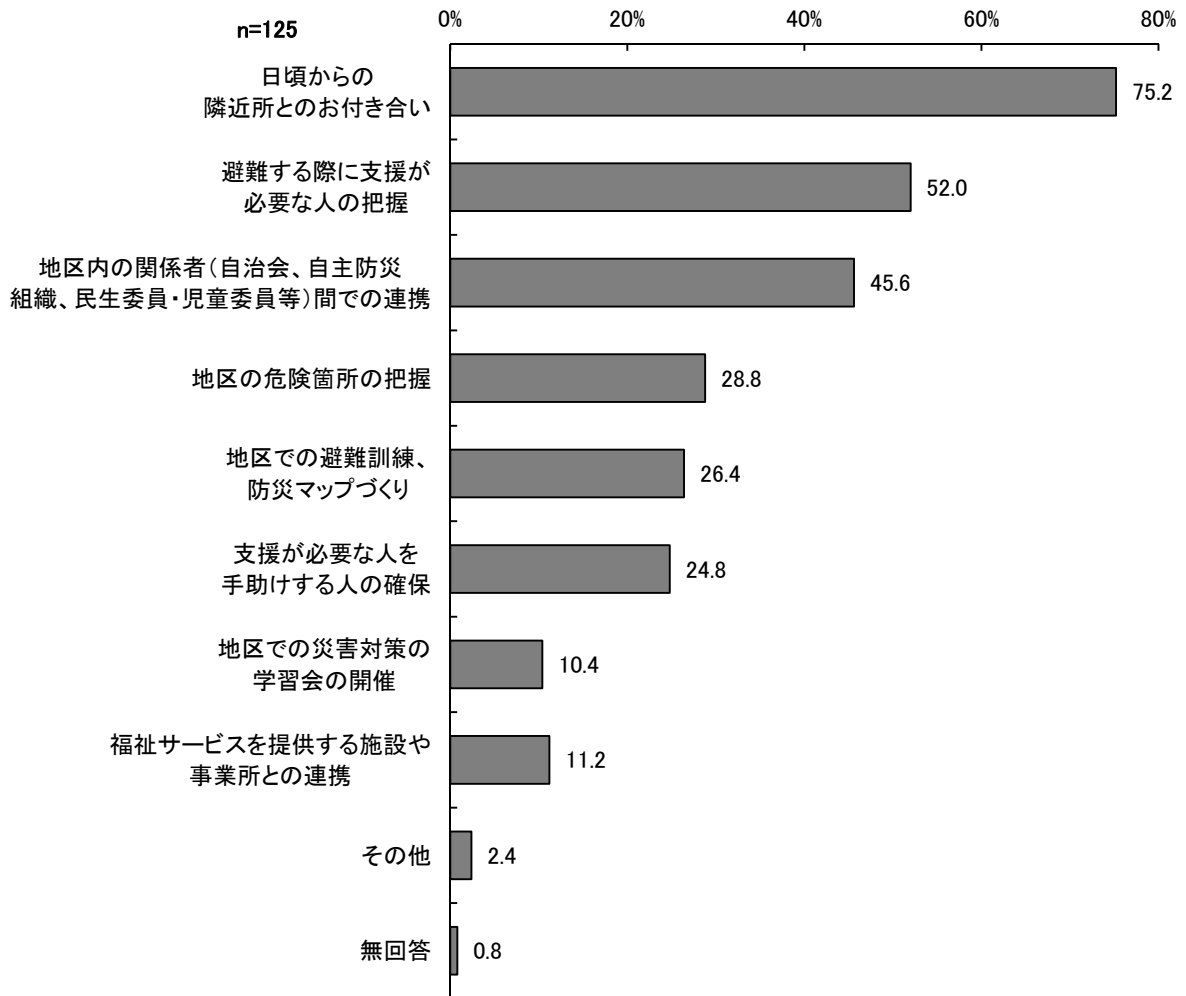
【地域で見守りが必要な人について（民生委員・児童委員）】



■災害時に住民が支え合うために必要なこと

災害時に住民が支え合うためには、「日頃からの隣近所とお付き合い」が75.2%と最も高くなっています。災害対策につながることで、「避難する際に支援が必要な人の把握」、「地区内の関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等)間での連携」が必要になっています。

【災害時に住民が支え合うために必要なことについて（民生委員・児童委員）】



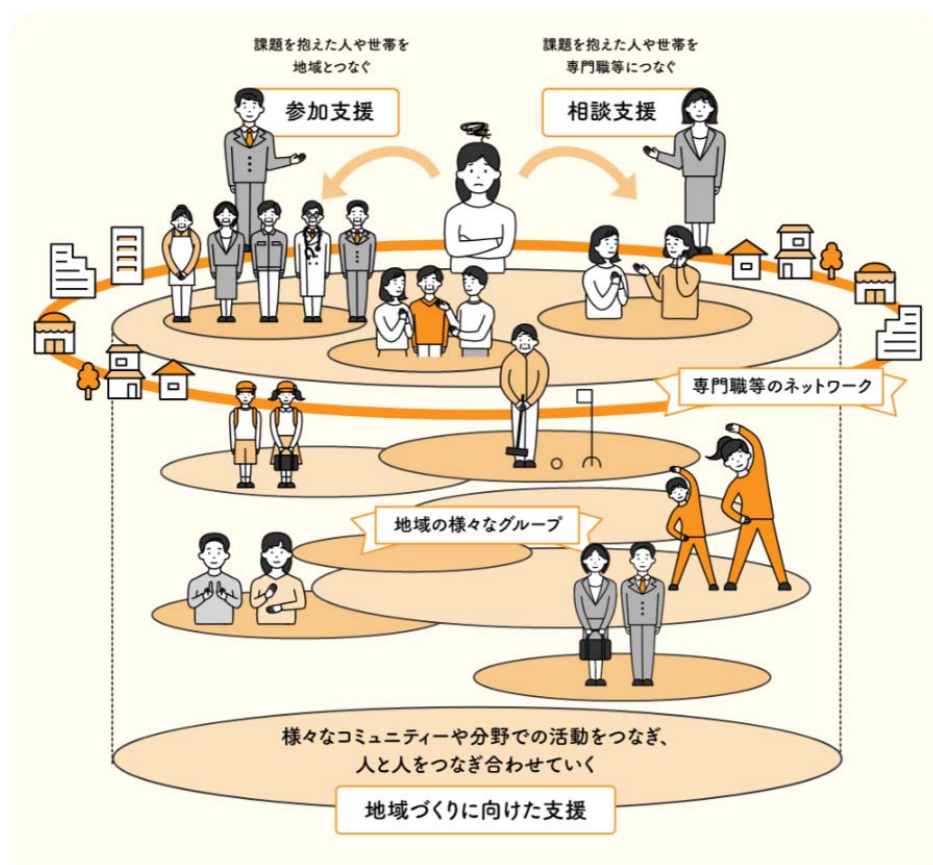
第3章 計画の基本構想

1 計画の基本的な考え方

(1) 重層的な支援体制

地域共生社会づくりにあたっては、高齢者・障がい者・子ども等対象者ごとの課題を超えて地域の課題として捉えた取組である「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進することが重要です。

具体的には、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等対象者ごとの縦割りから脱却し、本人や世帯の複合的な課題を包括的に受け止め、一緒になって継続的に適切な支援をしていくため、包括的な支援体制において、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」という視点で支援体制を整備します。

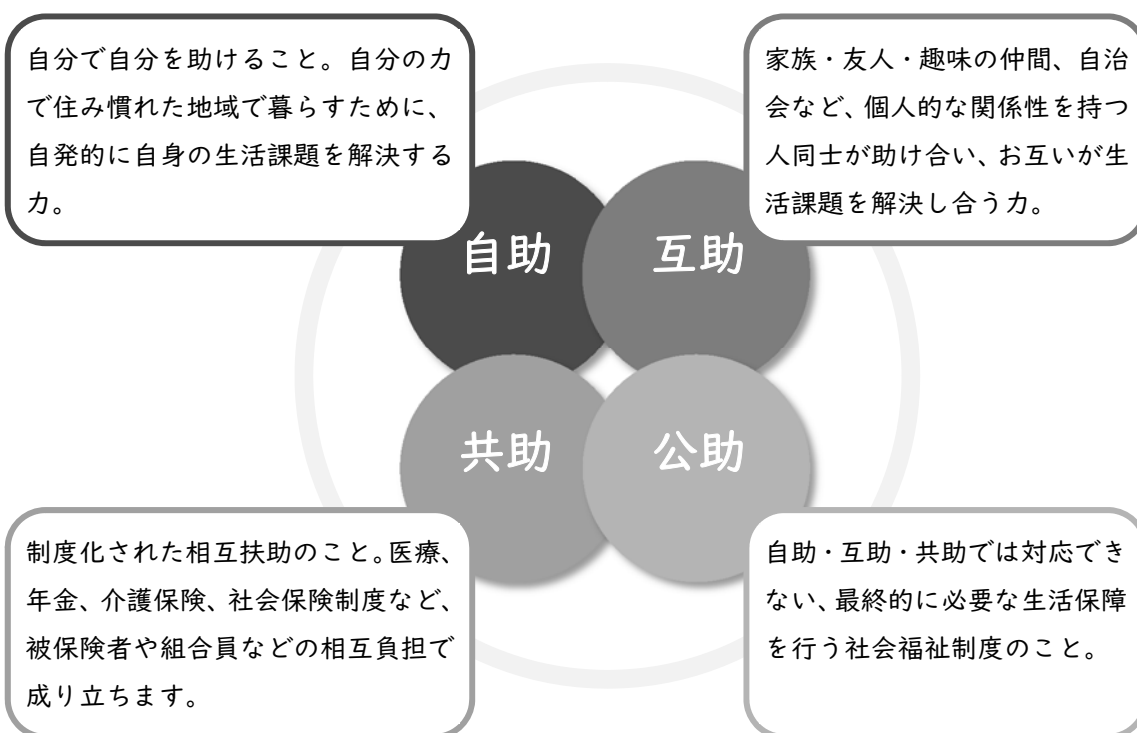


出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(2) 自助・互助・共助・公助

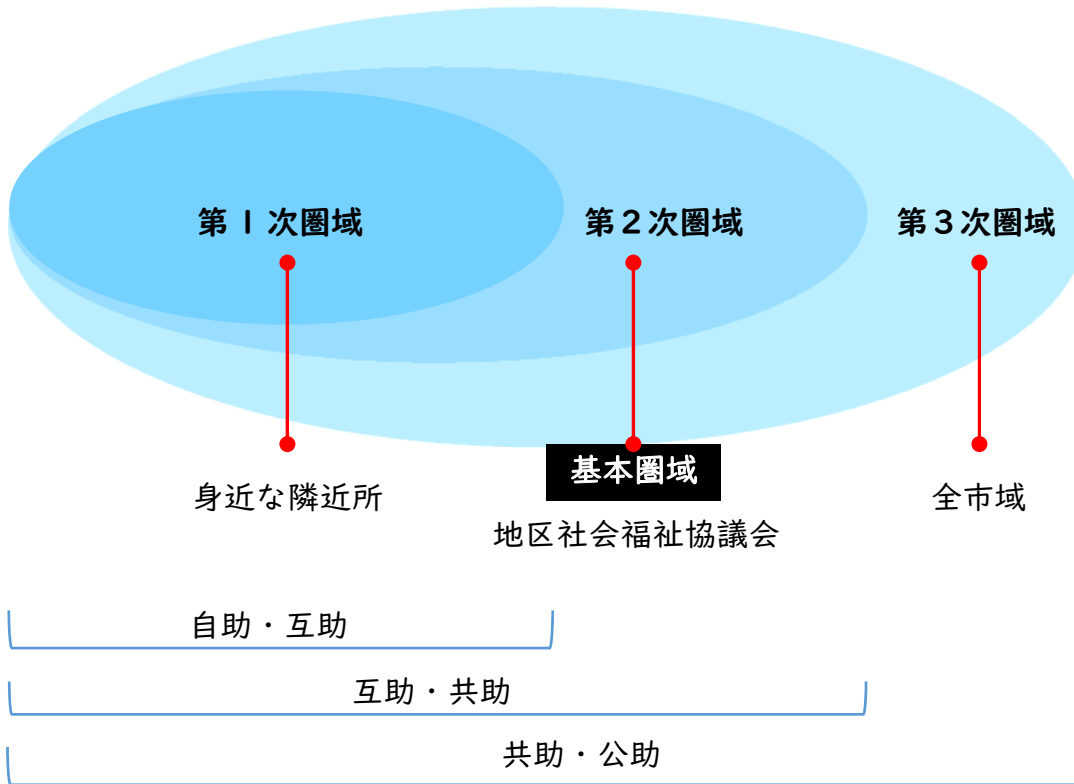
少子高齢化の進行、高齢者のみの世帯や独居高齢者世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

課題解決の方策を考えるにあたっては、「自助、互助、共助、公助」という視点が重要です。



(3) 圏域の設定

本市の地域福祉の推進における主体的な組織は、市内各地区の「地区社会福祉協議会」であり、包括する地域を「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また、身近な地域を「第1次圏域」、そして、全市域を「第3次圏域」として位置づけ、市や市社会福祉協議会が全体の方向性の決定や各圏域の取組の支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、町内での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。
第2次圏域 (基本圏域)	地区社会福祉協議会の管轄範囲を基本圏域とし、地域の住民組織などとも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域	行政等による保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・市社会福祉協議会・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

(4) 新たな社会的課題への対応（ウィズコロナ、人口減少社会など）

人口減少社会という大きな課題は、地域社会の存続の危機にも直結しており、自治会等の加入率は減少し、地域の課題を解決していくという地域力、お互いに支え合うという地域の福祉力が脆弱になりつつあります。

それに加え、新型コロナウイルス感染拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。特に、地域で交流するあらゆる場においては、住民同士が互いにふれあう取組の実施回数が減少し、人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等が顕在化し、大きな影響を受けました。コロナ禍での活動に対して、「誰が責任を負うのか」という問題も発生し、混乱を来しました。

また、スマートフォンが普及し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるコミュニケーション、キャッシュレス決済の普及など、社会生活の様々な場面においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の動きが広がり、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、ソーシャルディスタンス（社会的距離の確保）が求められたことにより、コロナ禍で急増したオンラインによる会議・面談などのDX推進は、現在も社会の中の有効なつながりの手段として、地域福祉の分野においても、社会のDX推進の動きに対応していく必要性が高まっています。あわせて、今まで大切にしてきた地域の顔が見える見守り・声掛けなどに工夫を加えていきます。

(5) 地域で取り組む災害対応力の向上

平成30（2018）年7月豪雨による甚大な被害の発生や南海トラフ地震の発生の恐れがあり、益々地域で防災に対する意識が高まっています。地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再認識される中で、特に配慮を要する人の情報共有や配慮を要する人への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

今回のアンケート調査結果では、災害時に住民が支え合うために必要なこととして、「日頃からの隣近所とのお付き合い」や「避難する際に支援が必要な人の把握」が多く挙げられ、地域で取り組む災害対応力など住民の防災意識の高まりが見られたことから、災害対応力の向上に努めていきます。

2 基本理念

第2次大洲市総合計画においては、「人・自然・まちきらめく」「知行創造」「自立と共創」をまちづくりの基本理念として、市民一人一人が幸せを実感し「きらめく」ことにより、本市全体が「きらめく」という未来の姿を目指しています。

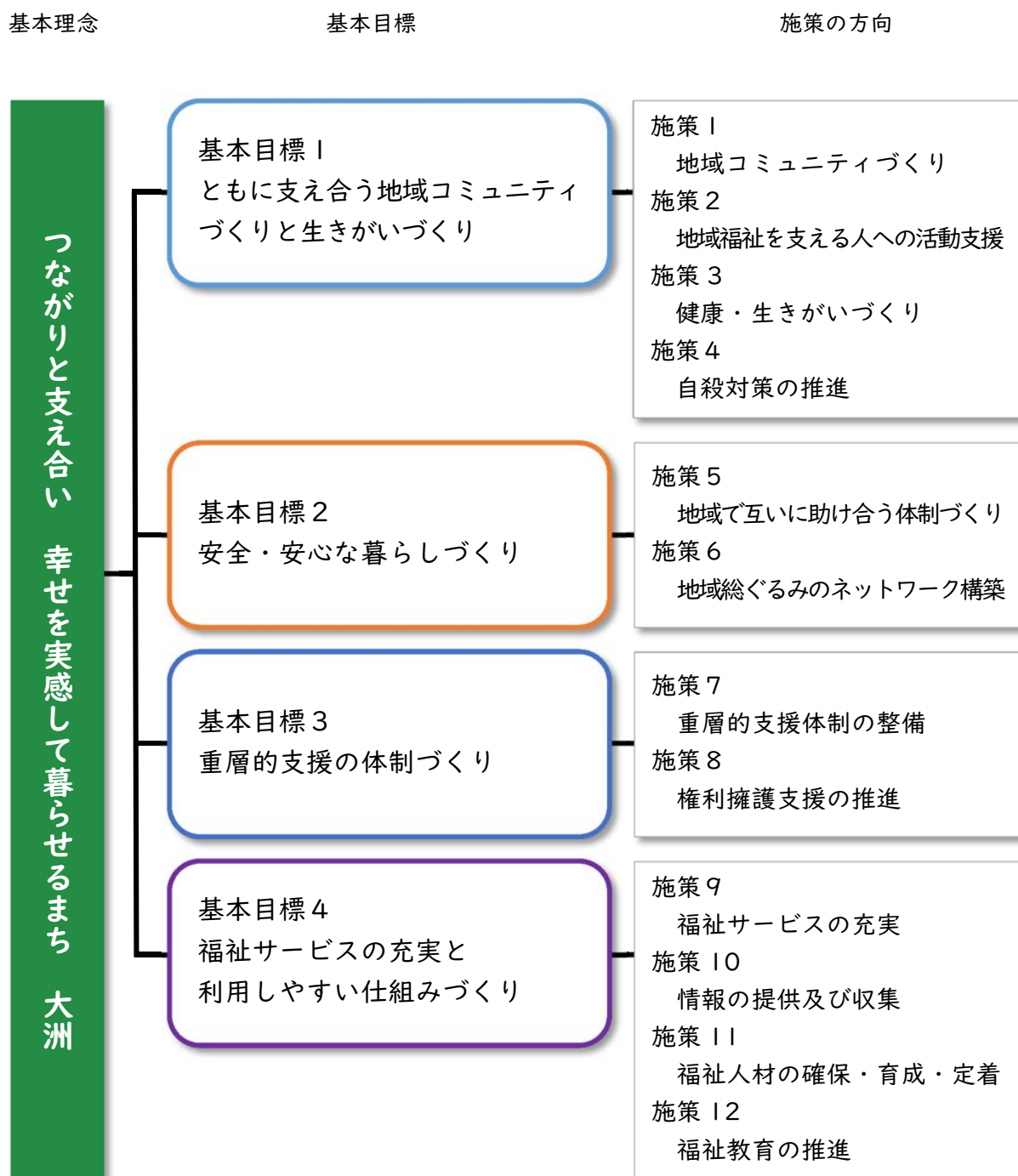
また、福祉分野においては、保健・医療・福祉の充実や地域における支え合いにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指し、「安心きらめくまちづくり」を基本目標としています。

大洲市地域福祉計画においては、それらの理念を継承し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと幸せに暮らしていくために、様々な地域の主体が連携・協力しながら、つながり、支え合う地域づくりを進めていきます。

基本理念

つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲

3 基本目標



基本目標1 ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり

人口減少社会が進展する中で、地域を構成する住民の減少と、住民同士のつながりの希薄化が進んでおり、新型コロナウイルス感染症によって更につながりが弱くなっています。また、若い世代の地域活動への参加が少ないことが地域課題として挙げられており、地域で見守り等の支援が必要な高齢者のみの世帯があることも課題として挙げられています。

このような課題を解決するため、地域福祉の核であり「自助」「互助」による福祉の推進を支える地域コミュニティづくりに向けて、日頃から住民が互いにあいさつや声掛けを行い、「お互いさま」の関係づくりが重要です。地域住民が地域社会の抱える課題を自分事として、積極的・主体的に関わりを持ち、住民同士が支え合って課題解決ができる環境づくりを進めます。

地域住民、福祉事業者、福祉団体等と連携し、交流の場や居場所づくりへの支援に加え、生涯の暮らしを支える生きがいづくりとして、健康寿命延伸や介護予防の対策を進め、地域で支えていく仕組みづくりを進めます。

そのためにも、大洲市社会福祉協議会が進める「生活支援体制整備事業」を支援することで、誰もが住み慣れた地域での暮らしを続けることができる地域社会づくりを目指し、生活支援や社会参加の仕組みづくりを進めます。

基本目標2 安全・安心な暮らしづくり

近年、予期せぬ自然災害が多発する中、災害発生時には、高齢者や障がい者（児）等の支援を必要とする人たちも含め、すべての住民が安全に避難し、不安なく避難生活が送れるよう支援体制の整備を進めなければなりません。

一人一人の命と生活を守るためには、「自助」「互助」の力を高め、いざという時には地域で助け合えるよう普段からの交流が大切であり、支援が必要な人の把握や地域内の関係者間での連携が必要となります。災害時の避難行動要支援者への対応を含め、災害に備えるよう地域活動の支援を行います。また地域ぐるみの取組を促し、防災防犯のまちづくりを進めます。

基本目標3 重層的支援の体制づくり

支援が必要な人が地域で孤立しないよう、「みつけて・つないで・ささえる」ことが重要であり、そのためには誰もが困りごとを気軽に相談できる相談窓口の充実を図り、高齢者、障がい者、子どもといった分野を超えて、様々な相談を「まるごと」受けとめる体制づくりを進めます。

またその支援のためには、人と人、人と地域をつなぐことが重要であり、地域で支え合える環境づくりを行います。支援を必要とする人が地域や専門家につながり、一人にさせない継続的な支援が行われるよう環境を整備します。

基本目標4 福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり

住民の命と暮らしを守るため、福祉サービスの質の向上と適切な提供、さらに利用しやすく、わかりやすい福祉サービスの仕組みが必要です。そのためには、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携強化を図り、支援を必要としている人のニーズの把握に努めながら、住民が自分に適したサービスが選択できるよう、わかりやすい情報提供に積極的に取り組みます。

一方、地域や地域福祉団体では、地域福祉活動の担い手となる人材が不足しており、担い手の人材育成が求められています。福祉課題が多様化し、幅広い分野での取組が期待される中、専門性を持った多様な人材の確保やボランティア人材の育成を図ります。また、地域課題への理解を共有化し、住民の主体的参加を促し、課題に対する幅広い取組につながるよう、福祉教育を進めます。

第4章 施策の展開

基本目標1 ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり

●施策1 地域コミュニティづくり

人口減少社会における地域住民の減少、近隣同士の付き合いの希薄化や、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によるつながりの弱さが顕著になる中、地域のふれ合い活動・交流の場としての「ふれあい・いきいきサロン事業」等の居場所づくりを通して、地域コミュニティづくりを推進します。また、人口減少社会や近隣同士のつながりの希薄化についての危機感を共有し、住民がともに支え合えるよう住民の主体的参加を促していきます。

●施策2 地域福祉を支える人への活動支援

民生委員・児童委員等の地域福祉を支える人たちの活動内容を住民に周知し、住民の理解や協力を促進させ、地域の福祉課題の解決を図ります。

●施策3 健康・生きがいづくり

「大洲市健康づくり計画」や「大洲市健康づくり及び健康寿命延伸に関するアクションプラン」に則し、住民の健康寿命の延伸を図るため、住民の自発的な健康づくりを支援します。また、クラブ活動、ボランティア活動や学び等を通じた生きがいづくりを支援します。高齢者、障がい者、子どもを含め、すべての住民が心と体の豊かさを感じられるよう環境づくりに努めます。

高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターの人員体制の強化や、センター間の連携を強化し、効率的、効果的な運営を目指します。

●施策4 自殺対策の推進

大洲市自殺対策計画に則し、地域におけるネットワークの強化を図り、自殺予防の啓発や相談支援の充実、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

<地域・住民等の取組>

(地域・住民)

- ・近隣同士で積極的に挨拶や声掛けを行い、つながりを強化しましょう。
- ・地域活動への参加の呼び掛けを行い、特に若い世代へ働き掛けましょう。
- ・定期的な健（検）診を受け、健康維持のための活動を継続しましょう。
- ・地域活動に興味を持ち、地域活動や交流の場へ参加しましょう。

(地区社会福祉協議会)

- ・地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域でのつながりを強化します。
- ・地域福祉ボランティア活動への地域住民の参加を呼びかけ、多世代交流活動の促進に努めます。
- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や地域内活動のネットワーク化を図るなど、生活支援体制整備事業に協力します。

<市社会福祉協議会の取組>

- ・各福祉関係団体、協力会員、ボランティア等の地域活動を支援します。
- ・地域福祉事業を推進し、各地区社会福祉協議会、在宅福祉推進員、生活支援コーディネーター等の活動への支援を行います。
- ・懇談会やふれあい・いきいきサロン等の活動の情報提供や、福祉に関する意識啓発を図ります。
- ・生活支援体制整備事業の充実を図り、誰もが安心して暮らし続けることを支援します。

<市の取組>

- ・市社会福祉協議会、民生児童委員協議会等を支援します。
- ・各対象者に最適な伝達手段を意識した福祉情報の提供を行います。
- ・健康づくりイベント等の開催や自主的な地域活動を支援します。
- ・介護予防・生活支援事業の充実を図ります。
- ・自殺対策を推進します。

基本目標2 安全・安心な暮らしづくり

●施策5 地域で互いに助け合う体制づくり

住民が安心して自分の地域で暮らすことができるまちづくりのため、地域の特性を考慮し、関係団体等と連携を図り、住民同士による支え合い・助け合いや見守り活動などの仕組みづくりを進めます。

災害時に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が安全に避難できるよう、平常時からの防災対策として、情報共有や個別避難計画作成を進めます。

●施策6 地域総ぐるみのネットワーク構築

「消費者安全確保地域協議会」や青少年の健全な育成に向けた取組など、安全・安心な地域の暮らしづくりに向けた地域総ぐるみの防災防犯対策を、地域や関係団体と協働で進めることにより、地域総ぐるみのネットワーク構築や住民の意識向上を図ります。

<地域・住民等の取組>

(地域・住民)

- ・災害に備え、避難場所や避難経路の確認をしましょう。
- ・日頃から防災訓練や見守り活動など、地域の防災防犯活動に参加し、安全・安心への意識を高めましょう。
- ・普段から緊急時に助けが必要な人への気配りをしましょう。

(地区社会福祉協議会)

- ・自主防災組織の活動と連携し、防災に強い地域づくりを進めます。
- ・民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、地域住民が犯罪に巻き込まれないよう努めます。

<市社会福祉協議会の取組>

- ・地域との連携を図り、災害時のネットワークづくりを進め、情報共有を図ります。
- ・防災防犯について、サロン活動や集いの場での啓発を図ります。

<市の取組>

- ・自主防災組織主体の防災訓練活動等を支援します。
- ・避難行動要支援者制度の運用や避難行動要支援者に対する防災対策を実施します。
- ・福祉避難所の指定などを行います。
- ・防犯対策や消費者被害に対する啓発や情報発信を行います。
- ・イベント等が開催される際には、巡回による防犯パトロールを実施し、警察や消防団、自治会との連携に努めるなど、防犯活動の推進に努めます。

基本目標3 重層的支援の体制づくり

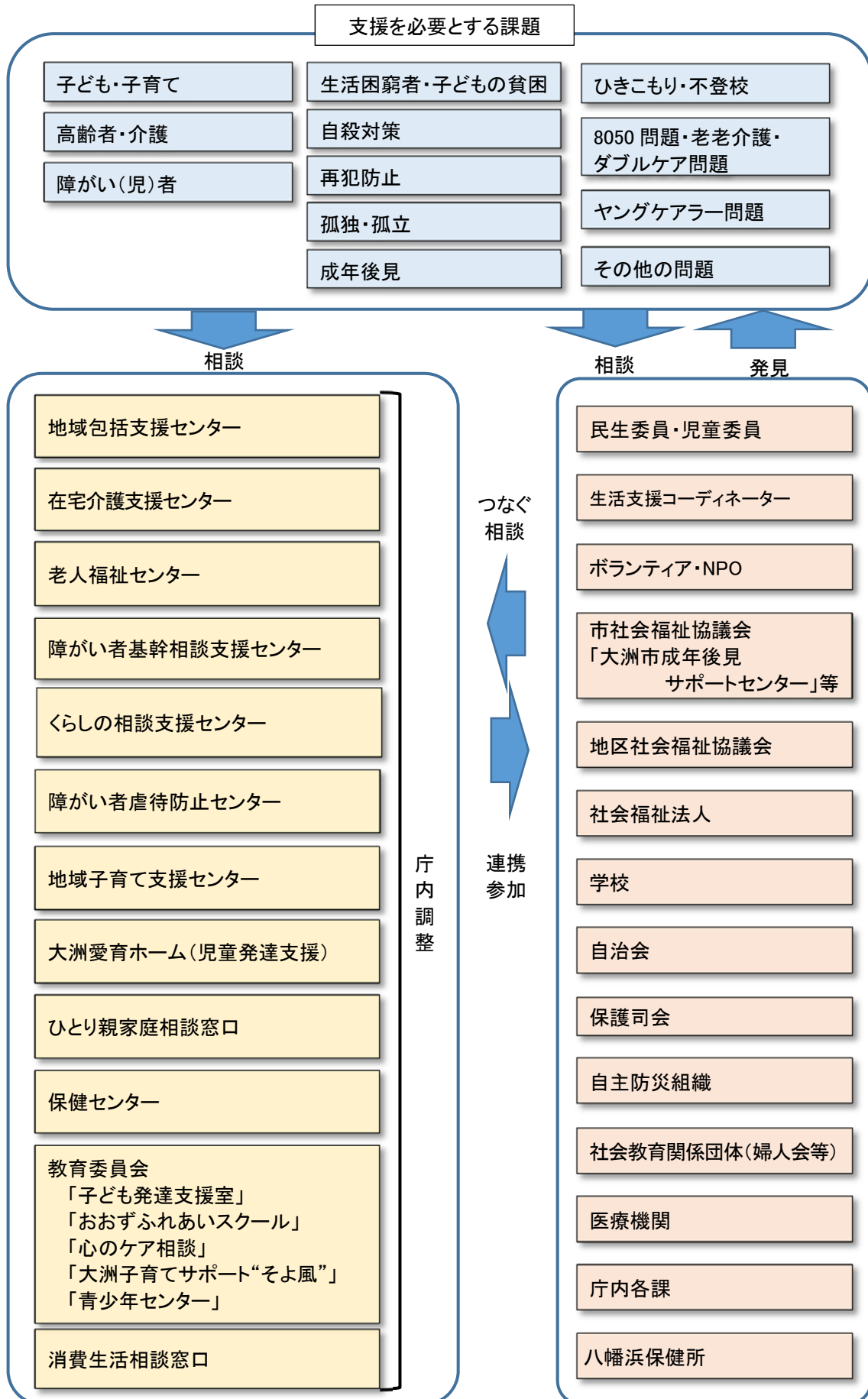
●施策7 重層的支援体制の整備

8050問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー問題等、地域生活課題は複雑化・深刻化しており、さらに、虐待やDV問題、生活困窮者、「制度の狭間」にある人など、様々な理由で支援が受けられず、地域で孤立している人がいます。そのような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせるよう、縦割りの分野を超えて関係部局や関係機関が一体となって、地域生活課題に対応しなければなりません。

そのためには、すべての住民を対象とする重層的支援体制の整備として、課題を抱えた人が地域の専門家による相談につながる「断らない包括的な相談支援」、地域とのつながりを伴走支援する「参加支援」、世代を超えて交流できる場や居場所を整備し地域のプラットフォームの形成を図る「地域づくりに向けた支援」に取り組みます。

さらに、各相談支援ネットワークの調整機能の強化などを通して、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者という縦割りの分野を超えて、様々な相談を包括的に受け止め、関係部局や関係機関が一体となって必要な支援を行うことが出来るよう支援体制の整備に取り組みます。

大洲市の多機関の協働による重層的な相談支援体制



●施策8 権利擁護支援の推進

大洲市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断能力が十分でない人や自ら意思決定できない人など、権利擁護支援の必要な人の早期発見ができる体制づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図ります。また、権利擁護支援のための地域でのネットワークの構築、中核機関（成年後見制度の総合窓口）や関係機関との協議・調整を行います。

<地域・住民等の取組>

（地域・住民）

- ・相談窓口へ積極的に相談しましょう。
- ・困っている人がいたら相談窓口へつなげましょう。
- ・地域福祉に関する行政サービスの情報を収集しましょう。

（地区社会福祉協議会）

- ・地域ネットワークの中で、困っている人を市社会福祉協議会及び大洲市成年後見サポートセンターへつなぎます。

<市社会福祉協議会の取組>

- ・各種相談窓口を設けて、様々な課題に対する相談支援に努めます。
- ・地域福祉に関する行政サービスや支援事業・成年後見制度等の情報を発信します。
- ・各相談支援ネットワークを構築し、調整・強化します。
- ・世代を超えて交流できる場や居場所を確保します。

<市の取組>

- ・地域福祉に関する行政サービスや支援事業・成年後見制度等の情報を発信します。
- ・包括的な相談支援体制を整備し、セーフティネットの充実を図ります。
- ・権利擁護支援体制を整備します。

基本目標4 福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり

●施策9 福祉サービスの充実

多様化・複雑化する福祉課題に対して、相談体制の整備と充実に加え、保健・医療・福祉の関係機関や福祉サービス提供事業者、地域福祉活動団体等が連携したネットワークの構築を進め、総合的なマネジメント体制の整備を進めていく中で、福祉サービスの充実を図ります。

市民が安心してサービスを利用できるよう、福祉サービスに対する苦情処理体制の整備と優良な福祉事業者の育成に努め、福祉サービスの質の確保を図ります。

●施策10 情報の提供及び収集

必要な人が必要なときに、より良いサービスを受けることができるよう、福祉関係機関・団体と連携し、様々な媒体を利用して福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を進めます。また、制度の隙間にあって利用が難しい人、何らかの理由でサービスと結びついていない人などが適切にサービスを利用できるよう、相談支援ネットワークを通じた情報の収集に努めます。

●施策11 福祉人材の確保・育成・定着

福祉人材確保・育成・定着への取組は福祉関係者共通の重要課題となっています。特に、生活課題、福祉課題が多様化、複雑化する中、住民を支える福祉人材には、高い専門性や相談援助技術が求められており、ボランティアの積極的な受け入れを含め、福祉にふさわしい福祉人材を安定的に確保できるよう、人材の育成に取り組み、また福祉人材の定着を図ります。

●施策12 福祉教育の推進

生涯教育や学校教育における福祉教育を通して、多世代での福祉意識・人権意識を育て、心のバリアフリー、多様性の尊重、社会的孤立の解消、社会的な差別の排除ができる地域づくりを目指します。

<地域・住民等の取組>

(地域・住民)

- ・必要な福祉サービスの情報を収集しましょう。
- ・地域福祉活動、ボランティア活動へ参加しましょう。

(地区社会福祉協議会)

- ・地域住民が気軽に参加できる「市民のつどい」や研修等に参加し、地域住民とともに地域福祉に対する意識への高揚と理解を深めます。
- ・地域住民への福祉サービスに関する情報伝達に努めます。

<市社会福祉協議会の取組>

- ・相談支援体制の充実と事業所との連携を強化します。
- ・地域福祉のコーディネート機能を強化し、情報発信力を強化します。
- ・社会福祉士等の地域福祉を推進する専門的人材を育成します。
- ・地域における福祉教育を推進します。
- ・ボランティア人材の育成やボランティア活動に関する情報発信に努めます。

<市の取組>

- ・社会福祉法人等の適切な運営のための相談支援を継続・強化します。
- ・庁内での福祉関連情報を共有・充実し、多様な媒体での福祉サービス情報を提供します。
- ・民生委員・児童委員等の地域福祉推進者の活動の充実に向けた環境整備を強化します。
- ・学校教育における福祉教育を推進します。

第5章 成年後見制度利用促進について

1 成年後見制度について

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人に代わり、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）が、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結、本人の行った不利益な法律行為を取り消すといったことを行うことで、本人を法的に保護し、権利を擁護する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

【法定後見制度と任意後見制度について】

	説明
法定後見制度	すでに判断能力が不十分な人について、本人や親族等が家庭裁判所に申し立て、成年後見人等が選任される制度
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ人に代わりに行ってもらいたいことを契約で決めておく制度

【法定後見制度の3つに類型】

類型	該当基準
後見	<u>支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方</u>
保佐	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方</u>
補助	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方</u>

成年後見制度の取組は、大洲市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の周知と利用促進を図ります。

2 成年後見制度利用促進にあたっての目標及び具体的な取組等

基本目標

本市における成年後見制度に関する課題を解決するためには、成年後見制度を必要な人が利用できるよう、中核機関である「大洲市成年後見サポートセンター」を中心として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を行います。

具体的な取組

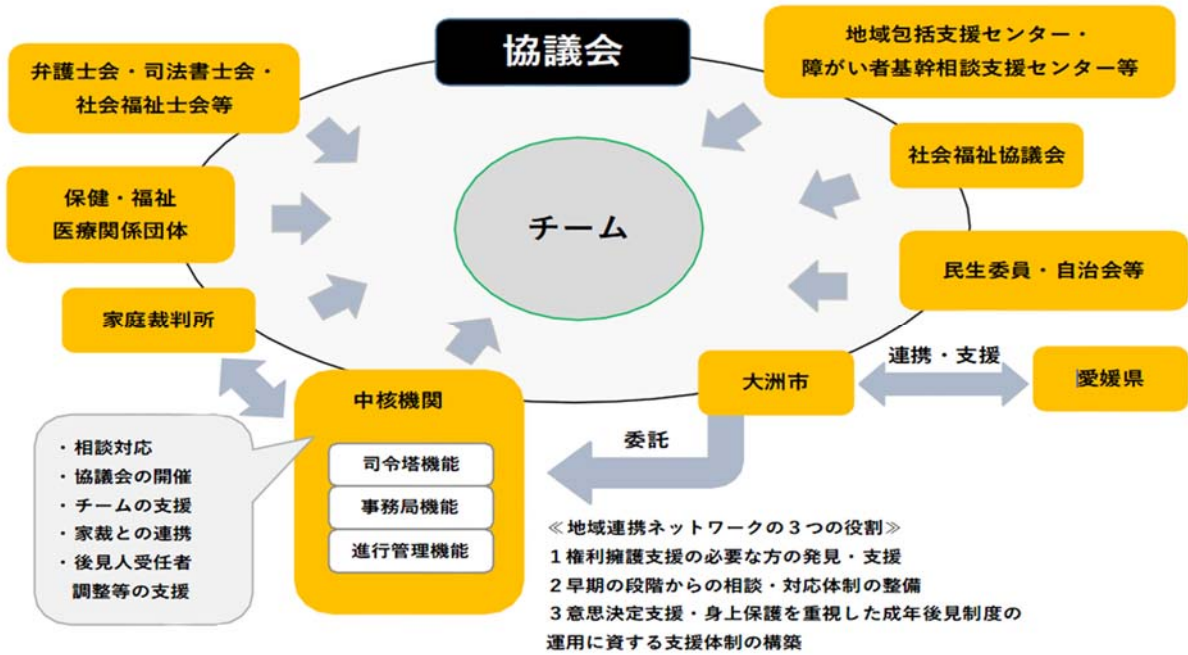
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

成年後見制度の利用を促進するため、保健、福祉、医療に司法も含めた仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として、地域連携ネットワークを強化します。

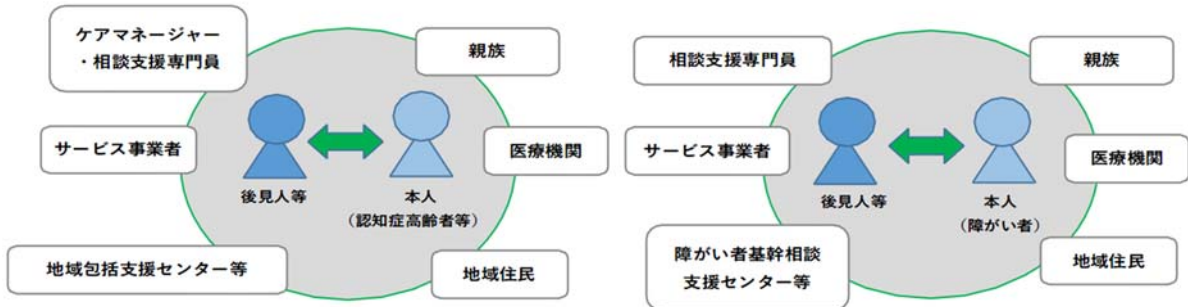
「地域連携ネットワーク」は、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、早期の段階から相談を受け、対応を行うことで必要な支援につなげる役割があります。また、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する役割も担います。

ネットワーク 構成要素	内容
チーム	本人に身近な親族や保健・医療・福祉・地域の関係者、後見人がチームとなり、本人を支える仕組みのこと。受任調整会議を行った事例や後見人から相談があった場合など、必要に応じて「チーム会議」を開催して支援体制を強化する。
協議会	専門職や関係機関が連携体制を強化し、相互に協力する体制づくりを進める合議体のこと。協議会は、個々の「チーム」へのバックアップ体制の構築や地域課題の検討・調整・解決といった役割を担う。協議会の運営は中核機関が行う。
中核機関 大洲市成年後見 サポートセンター	専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う。様々な相談に対応できる法律・福祉等の専門知識や、幅広い関係者との信頼関係を維持・発展させ、さらには地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。

【地域連携ネットワークのイメージ】



【チームのイメージ】



(2) 中核機関の機能と充実

「司令塔」的な役割をもつ中核的な機関「中核機関」は、権利擁護支援の拡充及び成年後見制度の利用の促進を行っていくため、全体構想の設計やその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。中核機関は他に、協議会の運営を行う事務局機能、地域において「①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」「②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」「③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」を担保する進行管理機能の役割を担います。

本市では令和4年4月に中核機関として「大洲市成年後見サポートセンター」を設置し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう支援しています。

第6章 大洲市再犯防止推進計画

1 計画の背景と趣旨

愛媛県における刑法犯認知件数は、平成15（2003）年をピークに減少を続けていますが、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、近年5割を超える（愛媛県調べ「愛媛県再犯防止推進計画」令和2年2月）状況にあり、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、再犯の防止が課題となっています。

国では、平成28（2016）年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体も地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があること（第4条）が明記され、県や市は地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条）が課せられました。

犯罪や非行をした者の中には、住居や就労先を確保できないまま出所する人や、厳しい生育環境などで様々な生きづらさを抱えた人が、十分な支援を受けることができず、再び犯罪を行ってしまうという実態もあり、国、県、市、民間団体等が連携して、息の長い支援を実施する必要があります。

こうしたことから、本市では、犯罪や非行をした者たちが、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、円滑に社会復帰できるよう支援し、誰もが安全で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向け、「大洲市再犯防止推進計画」を「大洲市地域福祉計画」と併せて策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。

3 計画の支援対象者

支援対象者は、愛媛県再犯防止推進計画に準じ、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（家庭裁判所で保護処分の審判を受けていない非行少年も含む）等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、就学等の支援を必要とする者を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

5 市の取組

(1) 再犯防止に関する広報・啓発活動

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や、「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動を通じて再犯防止に関する地域の理解を促進します。

(2) 更生保護ボランティアの活動支援

地域における更生保護の活動拠点で保護司会が運営する大洲地区更生保護サポートセンターの活動、保護司・保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係ボランティアが行う活動を支援します。また、「社会を明るくする運動」の活動である啓発ポスターの掲示、小中学校との連携強化等への支援を行います。

(3) 関係機関・団体との連携強化

犯罪をした者等が地域において必要な支援が受けられるよう、刑事司法関係機関（松山保護観察所、松山法務少年支援センター、コレワーク四国等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等との連携強化を図ります。

【関係機関・団体】

名称	所在地	電話番号
コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援情報センター)	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎地下1階	0120-29-5089
松山法務少年支援センター (青少年心の相談室)	松山市吉野町3860	089-952-2846
松山保護観察所	松山市一番町4丁目4-1 松山法務総合庁舎	089-941-6158
大洲地区更生保護サポートセンター	大洲市若宮625番地4	0893-57-6577
大洲地区保護司会	大洲市若宮625番地4	0893-57-6577
大洲喜多地区更生保護女性会	大洲市新谷甲525番地	0893-25-0681
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	0893-25-1111

6 計画の推進

(1) 計画の推進

犯罪や非行をした者の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するため、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、本計画を推進していきます。また、取組の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であることから、広報おおずや市のホームページ等を通じて、再犯防止に関する市の取組を広く周知し、計画の普及啓発に努めます。

(2) 計画の進捗管理

市の再犯防止に関する取組の進捗状況の把握・評価は、地域福祉計画の推進とともに必要に応じて行います。また、社会情勢や国及び県の施策の推移を勘案して、適宜、見直しを図ることとします。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律 概要（法務省資料）

1 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者。
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと。（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

4 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務。
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務。

5 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携。
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保。
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供。
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報을適切に取り扱う義務。

6 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける。

7 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定。(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議。
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更。

8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務。

9 法律上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告。

1 1 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等
(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等
(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助
(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等
(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援
(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰
(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助
(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務。

1 2 施行期日等(附則)

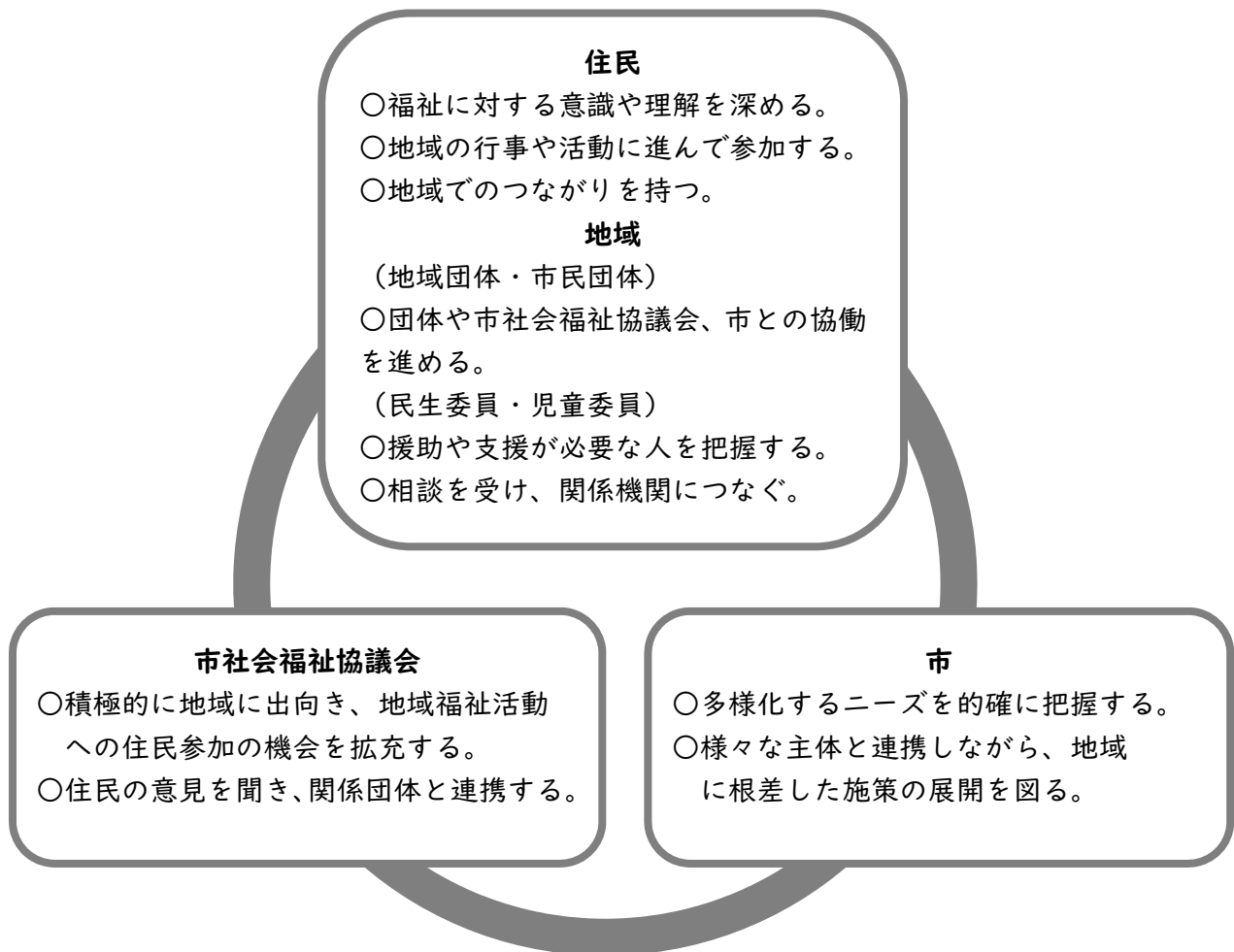
- 1 公布の日から施行。
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第7章 計画の推進と進捗管理

I 計画の推進

(1) 各主体者の役割

計画の推進にあたっては、市の関係部局、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会や福祉サービス提供事業者等と連携し、また民生委員・児童委員、地域団体、地域住民と協働し、それぞれが担うべき役割を位置づけ、地域福祉の推進を行っていきます。



(2) 庁内体制の強化

大洲市総合計画や保健福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、庁内の関係各課及び外部機関が連携し、本計画に基づく事業を推進します。

(3) 地域連携体制の強化

市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、自治会、地区民生児童委員協議会、その他老人クラブ連合会・ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域の支援を推進します。

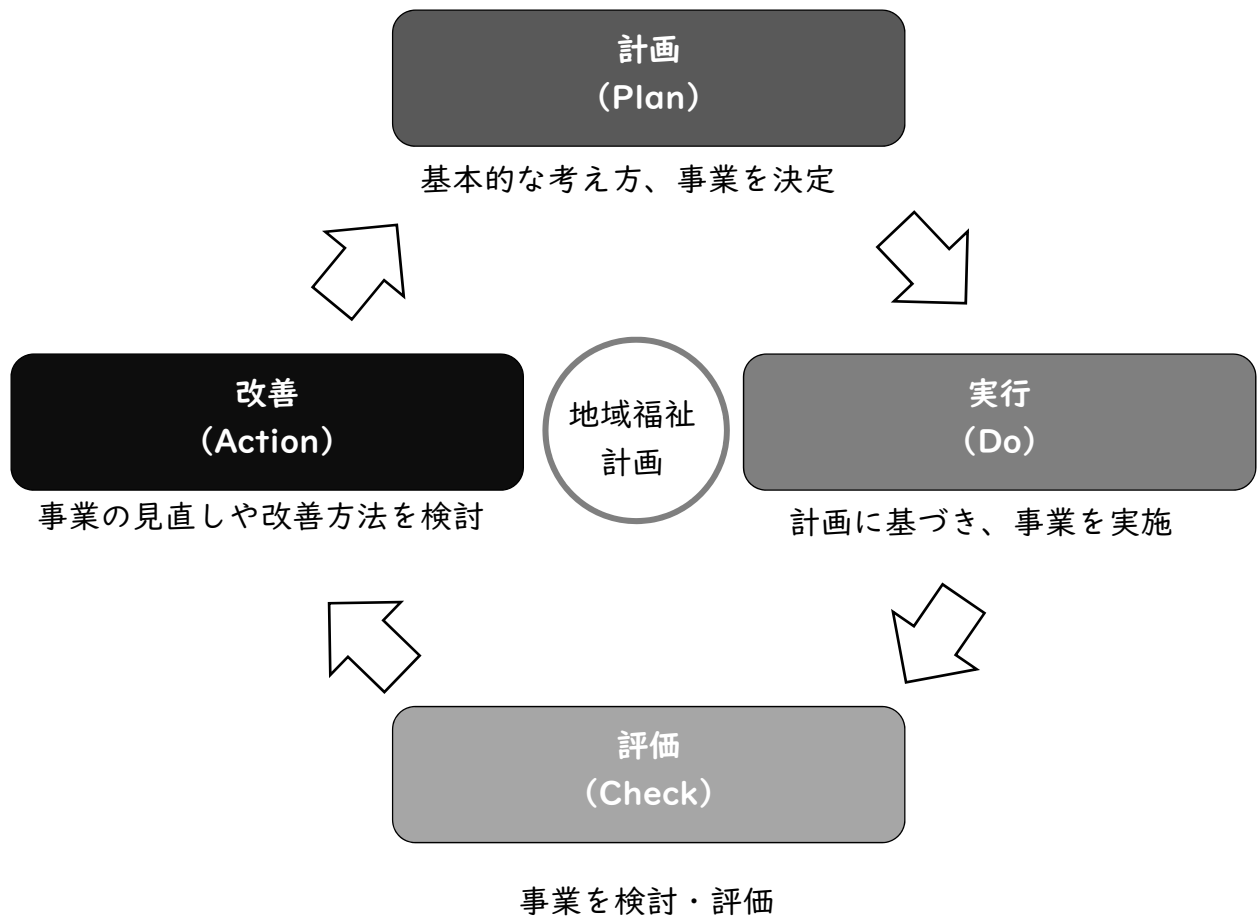
(4) 計画の周知

本計画について、広報おおず、市公式ホームページなどの各種媒体を利用して広報に努めるとともに、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、自治会、その他関係団体などへの周知を行っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづき、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、地域との情報交換・意見交換を実施することにより、計画の目標の達成状況や現状を把握し、必要に応じて、改善や見直しを行います。

また、評価にあたっては、必要に応じて、「大洲市地域福祉推進委員会」による事業評価を行います。



資料編

1 大洲市地域福祉推進委員会設置要綱

平成17年6月1日
大洲市要綱第100号

(設置)

第1条 大洲市地域福祉計画等の策定に関し、必要な事項を検討し、及び審議するため、大洲市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画に関すること。
- (4) 在宅保健福祉体制の整備に関すること。
- (5) その他地域福祉を推進するための計画及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、各種団体並びに計画策定に必要な知識及び経験を有すると認められた者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 必要がある場合は、委員を追加することができる。この場合の任期の最終日は、既に委嘱又は任命された委員の例による。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、会長が議長となる。

3 委員会は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則（平成20年4月1日大洲市要綱第31号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年大洲市要綱第5号）

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則（平成29年3月1日大洲市要綱第6号）

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日大洲市要綱第4号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月25日大洲市要綱第103号）

この要綱は、令和4年5月29日から施行する。

2 大洲市地域福祉推進委員会委員名簿

任期：令和4年6月22日～令和6年6月21日【敬称略】

No.	所 属 団 体	委 員 名	備 考
1	喜多医師会	大久保 博忠	
2	大洲市身体障がい者協議会	菊地 達雄	
3	大洲市ボランティア連絡協議会	木野本 忠志	
4	大洲市女性団体連絡協議会	久保田 和子	～R4.6.30
		三好 康子	R4.7.1～
5	大洲市連合婦人会	玉木 妙子	
6	大洲市健康づくり推進協議会	東山 宏	～R5.2.28
		櫛部 昭彦	R5.3.1～
7	長浜地区	徳田 リツ	
8	大洲市民生児童委員協議会	西尾 和子	～R4.11.30 (元副会長)
		乙井 敏夫	R4.12.1～ 副会長
9	大洲地区保護司会	東 太一	
10	大洲市社会福祉協議会	福住 隆敏	会 長
11	大洲市老人クラブ連合会	藤川 千文	
12	大洲市自治会連絡会議	藤高 茂治	
13	大洲市母子寡婦福祉連合会	細川 静枝	
14	河辺地区	松本 恵子	
15	大洲市食生活改善推進協議会	三瀬 琴香	
16	肱川地区	山田 晴夫	

3 計画の策定経緯

年月日	内容
令和4年 6月9日 ～6月27日	アンケート調査の実施 調査対象者：市民2,000人（18歳以上）及び民生委員・児童委員
6年22日	第1回大洲市地域福祉推進委員会開催 正副会長の選任、市長からの諮問、大洲市地域福祉計画策定の概要等・アンケート調査状況について
8月26日	第2回大洲市地域福祉推進委員会開催 アンケート調査結果（速報版）・大洲市地域福祉計画骨子案・現状と課題等について
11月25日	第3回大洲市地域福祉推進委員会開催 大洲市地域福祉計画（素案）について
12月13日	大洲市議会全員協議会で計画（素案）について説明
12月20日～ 令和5年 1月29日	パブリックコメントの実施
2月27日	第4回大洲市地域福祉推進委員会開催 パブリックコメントの結果・計画の策定について
2月28日	市長への答申

大洲市地域福祉計画

発行日：令和5(2023)年3月

発行：大洲市 市民福祉部 社会福祉課

〒795-8601

愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

TEL：0893-24-1715 FAX：0893-24-0961
